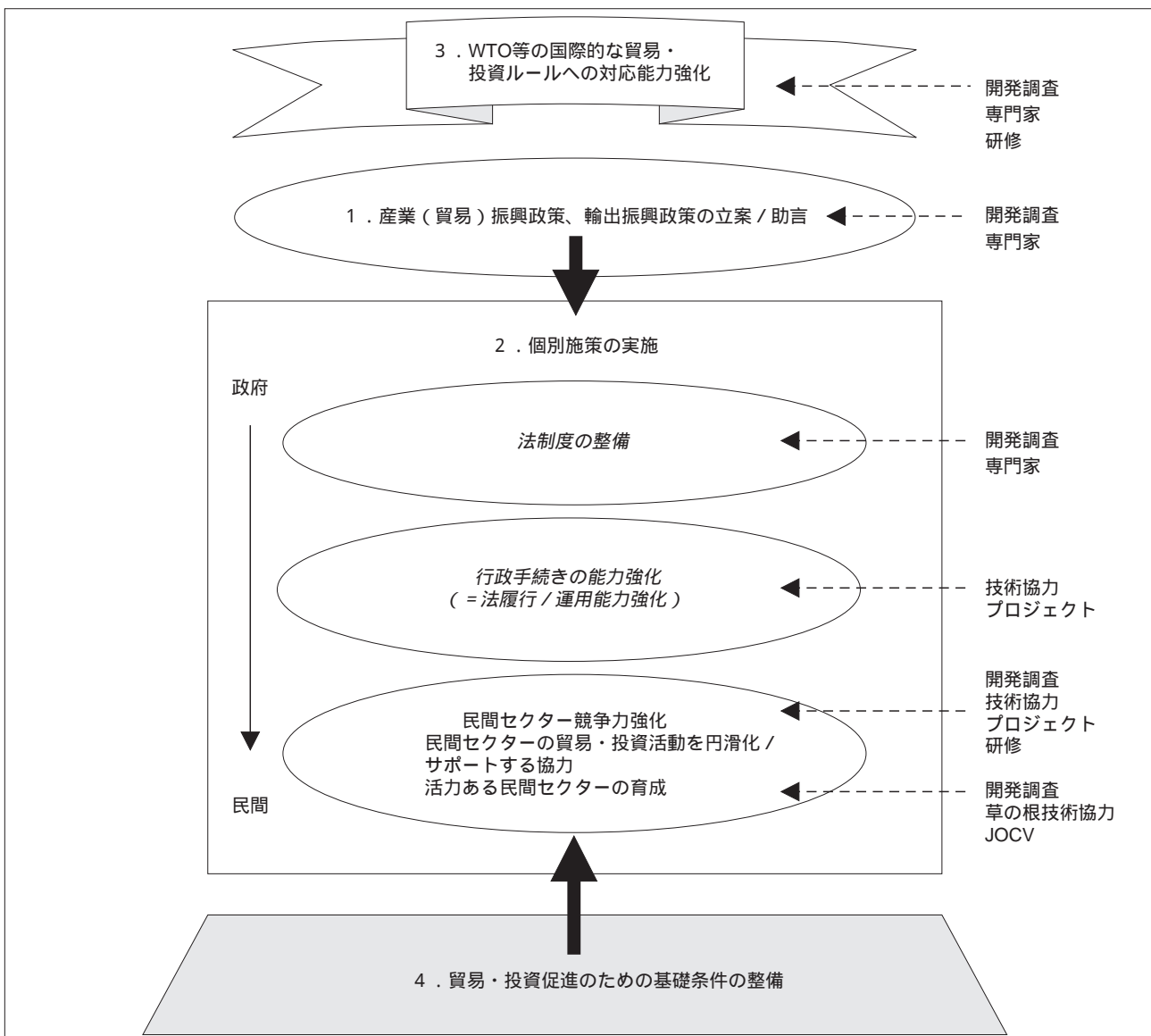


付録 1. 主な協力事例

第 2 章の各開発戦略目標体系図において、サブ目標ごとに JICA におけるプロジェクト活動の例及び主たる事業と協力形態について整理を行った。本章ではそこでの整理を一步進め、これまでの JICA の協力を以下の図のような形で分類した上で分類ごとの協力方法の特徴や取り組み状況について解説を試みるとともに、別表に案件リストとして代表的な事例を取りまとめた。

図 A 1 1 協力事例の体系図



図A 1 1は開発課題体系図を作成した考え方に基づき、JICAの協力事例を体系化したものである。なお、事例番号は別表案件番号に対応したものである。

産業（貿易）振興政策・輸出振興政策の立案／助言：
・政策低減型の協力
・政策立案支援（助言）型の協力

1 1 産業（貿易）振興政策・輸出振興政策の立案／助言（開発調査、専門家チーム派遣、研修、個別専門家）……事例1～8

産業（貿易）振興及び輸出振興のための包括的な政策策定のための協力としては、（1）政策提言型の協力、（2）政策立案を支援／助言するタイプの協力の2つの協力パターンがある。

（1）政策提言型の協力としては、相手国の置かれた国際経済環境や相手国自身の産業競争力を把握・分析した上で一国の産業振興の方向性を提言するもので、貿易・投資に関する政策提言もその中の一つとして行っている。JICAによるこれまでの協力事例としては以下の2類型がある。

政策対話型（事例4、5）

日本側の学者、専門家と相手国政府高官もしくは学者との間で政策対話を行いながら政策提言を行うといった共同研究型の協力。これまでベトナム、ラオス、ミャンマーにおいて「市場経済化支援」もしくは「経済構造調整政策支援」という形で実施されている。新古典派経済学の考え方に基づき、各国の産業発展は市場メカニズムによる資源の適正配分を通じて実現されるとし、政府の役割は市場メカニズムをうまく機能させるための条件整備にあるとする世界銀行等の考え方とは異なり、相手国の経済発展の段階を研究した上でその段階を一步進めるように政府が特定産業を選んで育成するような視点での協力を実施している。

日本側による提言型（事例2、7、8）

と異なり、対話型ではなく既にある程度相手国側に産業育成に関する認識があり、その中で国際経済環境を踏まえた上で具体的な産業振興策／輸出振興策を提言するもの。1980年代後半のニュー・エイド・プランの下でのASEAN諸国の輸出振興のための協力以来多くの協力実績がある。

政府の積極的な介入による特定産業育成／特定産業輸出振興については世界銀行・IMFによってその有効性が疑問視されており、積極的な政府介入を妥当としない傾向が強い。案件形成の段階から両者との緊密な対話を維持しつつ、実施していくことが必要である。また世界銀行・IMF等の主要ドナーの進めるアプローチが国際開発援助のスタンダードとなる中で、これと異なるアプローチをとった場合、相手国及びその他の関係機関から理解を得られない恐れがあるという点には留意が必要である。

これらの協力は、市場経済移行国やアジア通貨危機後のASEAN諸国等、

その経済社会の根本的課題を改革する必要がある国々や国家としてのビジョンが描けていない国々への一歩目の支援としては非常に有効な協力である。一方、幅広く高度な課題をカバーするため、高い専門性が要求される日本側のリソースの確保がまず課題となるとともに、相手国が提言を実施する体制を構築できるかといった、相手国側リソースの問題も併せて重要なポイントとなる。案件実施の際の留意点としては、特に のタイプの場合は日本側の学識者、コンサルタント、途上国側の学識者、政府関係者といった多数のプロジェクト関係者を適切に調整する能力が求められるとともに、その結果を踏まえ、具体的な貿易・投資の振興に関する協力活動（個別案件）に結び付けていく方策を早いうちから検討することが、提言を具体的な成果につなげるための重要な要素となる。

一方、（２）政策立案支援／助言型の協力は相手国の政策立案能力向上のための協力である。少数の顧問を途上国や体制移行国に派遣する専門家派遣によるアドバイザー型の協力や、実際に政策立案に携わる行政官を招いて研修により日本の経験を伝えるといった形での支援を行っている。

1 2 個別施策の実施

法制度の整備

1 2 1 法制度の整備（開発調査、技術協力プロジェクト）...事例 9～13

実際に国内法を整備するための協力である。途上国が直面する課題の一つに国内法制度の整備がある。特に1995年のWTO協定成立以降はWTO協定に整合的な形での国内法制度の整備が求められている。しかしながら多くの途上国では、WTO整合的な法制度整備または既存の国内法・規制とWTO協定との整合性の精査に関して問題を抱えている。

なお、WTO協定発効により紛争処理機能が強化されたことに伴い、国内法・規制がWTO協定に整合的でない場合（または、その恐れがある場合）、「国内法履行の確保」がなされていない場合と同様、他国から紛争処理案件として提起される可能性が高まることもあり、法制度整備の分野における途上国の支援ニーズは高まっている。

法制度の策定自体は非常に機微なテーマでもあり、貿易・投資に関連する法制度そのものを策定する協力は少ない¹。が、専門家派遣、開発調査による相手国行政官への助言及び研修を通じ、法制度整備のための行政官

¹ 1996年のベトナムへの支援以降JICAにおいて法整備支援が本格化しており、立法・司法制度確立（立法・司法プロセスの明確化・透明化、法執行能力の強化等）立法への参画（法案の起草支援、法律案への助言、既存の法律相互の整合性の確保等）、法曹人材の育成（裁判官、検察官、弁護士等の育成）といった3つの分野で協力を実施している。現在は、カンボジア等での法整備支援の協力が実施されている。また経済法の分野でも、税関や競争法の分野で専門家派遣によって相手国の法策定に対する助言等の協力を実施している。

のキャパシティ・ビルディングを実施している。

法履行・運用能力強化
による行政手続き（税
関、検疫、特許）の能
力強化

1 2 2 行政手続き（税関、検疫、特許）の能力強化（法履行・運用能力強化）技術協力プロジェクト...事例14～16

法制度の整備自体は進んではいるものの、制度の運用・執行面で課題を抱える国は多い。理由としては国内法・規制に関する理解不足、人員の不足、モラルの欠如、法律を実行するための機材の不備、研修・教育機能の不備等が指摘されている。主に以下の分野において問題が指摘されている。

- 関税・関税評価（実務上、法定関税率が遵守されず、不透明な運用が残存）
- 動・植物検疫（審査官の人数・能力不足による審査の遅延、不透明な運用が残存）
- 知的財産権（審査官の人数・能力不足による審査の遅延、海賊版・模造品等の不正商品の製造・流通、知的財産権の侵害に対する権利行使の実効性の欠如）

こうした問題に対しJICAでは、専門家派遣、研修、機材供与を組み合わせ、技術協力プロジェクトによる協力をASEANの国々を中心に実施しており、p.32～33の開発戦略目標2の体系図に明らかなようにこれまでの実績も多い。背景としては、一国の方向性を提言する協力や法制度自体を構築する協りに比べて政策的に機微な面が少なく、かつ日本の行政システムの経験を活用しやすい分野であることが考えられる。

当分野における近年の新たな協力のアプローチとして、ITの活用による行政手続きの効率化/改善がある。具体的にはインドネシアにおける「税関システム改善計画調査（1997～1999年）」、マレーシアにおける「知的財産権IT化計画調査（2002年～）」、フィリピンにおける「工業所有権近代化（1999～2000年）」等の案件がある。

また、最近では一つの省庁の行政の効率化のみならず、省庁横断的に手続きの効率化を進める取り組みも実施されており、貿易手続き全体の円滑化といった観点では今後注目される動向といえる。具体的な取り組みとしては、フィリピンにおいて船の入港から通関が終わり貨物を搬出するまでの所要時間を計測し、問題個所を明らかにするという意識の下に、現地地のコンサルタントを活用した形で「貿易手続き所要時間調査」が実施されている。

民間セクターの競争力強化

1 2 3 民間セクター競争力強化

輸出競争力の向上及び外国投資の誘致を促進するための協力である。JICAによるこれまでの協力としては以下の2類型がある。

民間企業の貿易・投資活動を円滑化及び支援する協力

(1) 民間企業の貿易・投資活動を円滑化、支援する協力（開発調査、技術協力プロジェクト、研修）……事例17～27

民間企業の貿易・投資活動を円滑化及び支援する環境を整えるための協力であり、以下のような分類ができる。ここではサービスを効率的／効果的に提供するための協力を意図しており、制度構築のための総合的な協力は含んでいない。

- 貿易関連金融制度（貿易金融、貿易保険等）(事例18、19、21)
- 輸出加工区の設置（事例8、24）
- 海外市場情報収集／提供サービス（事例20、22、23、27）
- 貿易実務人材育成（事例20、22、23、27及びBoxA 1-2）
- 計量・標準、試験検査（事例17、25、26）

貿易関連の金融制度に関する協力は主に本邦研修という形で各国の貿易保険関連の政府機関または関係機関の役職員に対し、制度及びその運用について研修を行っている。また投資環境・事業環境の整備といった観点からの輸出加工区の設置については開発調査によってマスタープランの策定及びフィージビリティ調査が実施されている。その他の分野については、ASEANの国々を中心に技術協力プロジェクトによる協力でさまざまな実績がある。1 2 2 行政手続き（税関、検疫、特許）の能力強化と同様、実際にある法制度の下での実施体制の強化という分野での協力であるため、政策的に機微な点は少なく、協力しやすいといった側面がある。また日本自身の輸出振興策の経験が活かせる分野であると同時に、民間企業が育ちつつある国々では民間企業を育成、支援するという観点で非常に有効な協力分野といえる。

前述した技術協力プロジェクトでの大規模な協力のほかにも、アドバイザー専門家の派遣や、近年ではシニア海外ボランティアの派遣（事例20、27）で途上国における輸出振興のための活動をサポートする協力が実施されている。

また若干これらの協力とは視点が異なるが、この分野では、国内外からの投資を誘致するための一つの手段として投資家向け情報の整備を協力内容に含む協力案件として、グルジアにおける「鉱業振興マスタープラン調査（2000～2002年）」やフィリピンにおける「電力構造改革のためのエネ

ルギー省キャパシティ・ビルディング開発調査（2002年～）」といった実績もある。途上国の貿易・投資環境に関する情報提供としては、JETRO（日本貿易振興会）が日本企業の海外展開の促進・活発化のために活動を実施しており、「貿易・投資促進」という目的での活動レベルでは重複することもあるため、密接な連携、協調を図っていくことが重要である。

活力ある民間セクターの育成に関する協力：

- ・民間セクターにサービスを提供する公的機関への支援
- ・民間セクターへの直接的支援

（2）活力ある民間セクターの育成に関する協力（開発調査、草の根技術協力、シニア海外ボランティア）…事例28～33

これは実際に活力ある民間セクターを育成することに資することを目的とした協力であり、民間セクター（主な裨益主体は中小企業）にサービスを提供する公的機関への支援を通じて、中小企業の経営資源の強化を間接的に支援する協力（事例29、31、32）と民間セクターへ直接的に働きかける協力（事例28、30、33）の2パターンがある。

JICAではこれまで主に、このタイプの協力を技術協力プロジェクトで実施してきた。具体的にはインドネシアの「鑄造技術分野裾野産業育成計画（1999年～）」やタイにおける「金型技術向上事業（1999年～）」といった案件がある。しかしながら近年、世界銀行等ではドナーの支援を受けた公的機関による企業へのサービス提供は持続可能性や提供範囲の点で問題があり、市場経済の枠組みに則って行われるべきと主張している。これはJICAが実施してきた伝統的なアプローチとは異なるものであるが、今後はこうしたアプローチに関する議論も踏まえながら、この分野の協力を進める必要がある。

後者は競争力のある商品の開発や製作・製造を実際に支援する協力である。JICAでは海外技術者研修協会（AOTS）や海外貿易開発協会（JODC）等が行っているような特定企業への直接的な支援は実施していないが、専門家派遣やシニア海外ボランティア、研修で企業の経営者や技術者、産業の従事者（農家等）に対し直接、経営手法や商品開発、製作・製造を指導している。しかしながら相手国の民間セクターの輸出競争力という観点ではJICAの協力のみでは効果が限られるため、前述した他の機関とも連携してオールジャパンとして最大限の効果を上げるという視点で協力方法を検討することが必要である。またこうしたミクロレベルでの協力に加え、その国の民間セクターが抱える構造的な問題や事業環境といったマクロレベルの問題にも配慮しながら、バランスのとれた適切なアプローチを検討することが重要である。

近年の取り組みとしては、インドネシアにおける「中小企業クラスター機能強化計画」やベトナムの「地域振興のための地場産業振興」のように、開発調査の枠組みでパイロットプロジェクトといった形でモデル地域にお

いてマスタープランの計画の妥当性の検証を目的として試行的に民間セクターに働きかけを行うという協力アプローチも実施されている。

WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化

貿易・投資自由化の意義の理解向上：
協力のスタート時に実施すると効果的。民間、学界等幅広い層を対象とする。

1 3 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化... 事例34～40

(1) 貿易・投資自由化の意義の理解向上（開発調査／専門家派遣／研修）

貿易・投資自由化の意義の理解向上については、貿易・投資に関する個々の協力の開始時に、関係者の啓発、これから開始する協力の周知のために行われることが多い。開発調査等ある程度長期的に実施される協力の場合には、キックオフセミナー等の場で、貿易・投資の自由化等の諸要因により経済成長が達成された事例を実証的なデータを用いて学識者が講義すると、説得力がある。また、貿易・投資は民間セクターの活動に関わりの強い分野であるため、政府職員など直接のカウンターパート以外にも、民間セクター、学界等広い層も対象にすると有益である。研修やセミナー等でも、時間的に対応可能であれば、本題に入る前にこのような内容についてのセッションを設けることが望ましい。

WTO等への加盟支援：
加盟準備段階に応じた協力内容の検討が必要。

(2) WTO等の国際的な規律への加盟支援（専門家派遣／研修）

WTO加盟申請国や未加盟国に対し、専門家を派遣してWTO加盟に対する助言やコンサルテーションを行ったり、本邦研修で日本の制度紹介や現状視察を行ったりしている。このような支援を実施する際には加盟交渉の段階や加盟プロセスの理解度等によって、タイムリーな協力内容を検討することが重要である。

まずは、政府担当職員がWTO体制、協定全般の基本原則、加盟手続きに対する正しい理解を持ち、加盟交渉の過程で進めていく貿易自由化の経済効果、影響について分析を行うことが重要であり、分析の方法論に関する支援が有効である。また加盟交渉の進捗に合わせて、当該国の加盟交渉にとって特に重要な協定に関するワークショップ、コンサルテーション・セッションによる知識移転、助言も有効である。また、ある程度まとまった協力リソースの投入が可能であれば、WTO加盟に際し必要となる国内の法制度・組織改革に対する実施支援も効果が高い。

WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上：
個別テーマに沿った最適な活動形態を選択することが重要。

(3) WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上（開発調査／専門家派遣／研修）

主に研修でWTOに関する各協定の概要や実務の講義、紛争事例について議論や意見交換を行うなどして、能力強化を図っている。

WTO協定は内容が広範かつ多岐にわたっており、個別の協定を完全に理解、履行するためには相当の知識や体制整備が必要となる。対象国のニーズやレベルを個別に診断し、各協定に焦点を当てた協力の実施は、比較的裨益対象が限定されるが、即効性は高い。また、協定、支援対象組織の特性によって、セミナーやワークショップ、幹部レベルの政府職員に対するコンサルテーション、シミュレーション方式の研修、教材作成、法制度等の他国との比較調査といったさまざまな活動形態が検討可能であるため、この分野の過去の協力カリキュラムを検証し、最適な協力方法を採用すべきである。なお、協定によっては日本の経験が不足している等の理由により協力リソースの確保が困難な場合がある点に留意が必要である（具体的には、アンチダンピングやセーフガード²の発動、農業協定関連等）。

また、既存のWTO協定のほか、投資、競争等新しい分野についての対応が求められているため、これらの新しい分野についての論点の紹介、複数国による意見交換の場の提供も意義がある。

**貿易・投資促進のための
基礎条件の整備：**

- ・法制度整備
- ・経済インフラ整備
- ・事業環境整備
- ・人材育成

1 4 貿易・投資促進のための基礎条件の整備...事例41～52

これまでJICAでは、輸送網（鉄道、港湾、道路、空港）、通信網、エネルギー等の物的なインフラに関するマスタープランの策定やフィージビリティ調査の実施など、数多くの協力実績がある。こうした物的インフラの整備に資する協力のほかにも計量・標準、知的財産権制度の確立に関する協力や、また近年ではベトナムやカンボジア等において法整備のための支援（立法・司法制度確立、立法への参画、法曹人材の育成）も実施されている。

² セーフガード措置は輸入増加による同種または直接競争製品の国内産業への深刻な打撃を回避するために、一時的にWTO上の義務を停止し、国内産業を保護する緊急避難的措置。

別表 貿易・投資促進関連案件リスト(代表的な事例)

No.	国名	案件名	期間	形態	中間目標	特徴
1-1 産業・貿易振興政策、輸出振興計画の立案/助言						
1	中南米諸国、アジア諸国、アフリカ・中近東諸国	貿易・投資促進実務	2002年度	集団	2-1 3-1	政府及び準政府組織の投資促進担当中堅幹部を主な対象とし、貿易・投資問題について包括的な知識と情報の習得、また討論を通じて各国の投資促進政策を考察し、参加各国の投資受入促進と輸出振興による経済促進・産業振興に資することを目的とした。
2	インドネシア	裾野産業フォローアップ調査フェーズ2(輸出振興)	1999.07~ 2000.02	開調	1-1 2-1	6業種(繊維・繊維製品、食品・飲料、木製品、電気・電子部品、自動車部品、機械部品)を対象に、輸出企業を取り巻く環境、輸出企業の実態を調査した上で、輸出産業政策の再構築、輸出競争力の向上、実行計画に関する提言を策定した。
3	インドネシア	投資促進政策	2001.04~ 2004.04(予定)	長専	3-1 3-2	投資促進のための、日本の潜在的投資家に対する適切なカウンセリング、並びに日本の投資家からの要望や問題提起に基づく投資調整に対する政策的助言を担った。
4	ミャンマー	経済構造調整政策支援	2000.12~ 2003.3	開調	1-1 1-2 2-1 3-1	ミャンマーの現政権による経済改革を知的交流・人材育成等により支援していくことで、同政権の民主化に向けた政治改革の環境づくりを助成していくことを目的としている。尾高煌之助一橋大名誉教授を日本側の座長とし、財政・金融、産業貿易、IT、農業・農村の4つの分野について分析し、政策提言を実施。産業貿易の面では産業ビジョン策定、民間企業育成、輸出振興、外資導入の4つの柱で検討を行っている。
5	ベトナム	市場経済化支援開発政策調査	フェーズ1 1995.08~ 1996.06 フェーズ2 1996.07~ 1998.03 フェーズ3 1999.09~ 2001.03	開調	1-1 1-2 2-1 3-1	社会主義経済から市場経済への転換を指向するベトナムに対して、経済移行に伴う諸問題への対応とそれに続く経済開発計画策定に関する具体的、戦略的な提言を行った。日越共同研究という形をとり、石川滋一橋大学名誉教授を日本側の座長とし、農業・農村開発、貿易産業政策、財政金融問題、国有企業改革、中小企業振興、マクロ経済運営、アジア経済危機対応などについて分析し、政策提言を実施。特に産業・貿易分科会では長期開発戦略策定のための産業育成策の提言及び貿易自由化の影響等について研究を行っている。
6	ボリビア	工芸品の商業化・輸出促進	2003.03~ 2003.07	短専	2-1 2-3	手工芸品に関するアジア、ヨーロッパ、米国市場のニーズ、輸入基準等の調査及びボリビア手工芸品生産状況の調査を行い、国際市場に対するボリビア手工芸品の輸出促進のための戦略を策定している。
7	パラグアイ	経済開発調査	1998.10~ 2000.12	開調	1-1 2-1 3-1	MERCOSUR加盟に伴う域内市場自由化による経済環境の変動の中で、パラグアイの経済的自立、発展を確保するために、各産業の潜在力を含めた競争力を検討分析し、農業の多角化及び工業化を促進し、輸出振興による経済発展を促進させるための方策を検討・提示した。
8	ケニア	輸出振興計画調査	1990.09~ 1991.09	開調	2-1	ケニアの貿易促進のために関連する制度、組織及び産業について調査・分析を行い、それを基に輸出振興マスタープランを作成し、各種実行計画を策定した。
1-2 個別施策の実施						
1-2-1 法制度の整備						
9	複数国	税関行政	2002.08~ 2002.10	集団	1-2 2-1 3-1	日本の関税制度・技術を紹介するとともに、日本及び研修参加国の制度・技術を比較研修させることにより、これら諸国の関税行政技術の発展に寄与し、併せて税関職員同士の交流を通して相互理解を深め友好親善に役立てることを目的とした。
10	マレーシア	競争政策と法制度	2000.11~ 2000.12	短専	1-1 2-1 3-1	マレーシア経済の自由化・規制緩和の動きに適した競争政策の策定、競争法のドラフトを実施した。
11	インドネシア	工業所有権行政	2001.02~ 2003.02	長専	1-1 2-1 3-1	工業所有権行政全般にわたる指導及び助言(工業所有権全般にわたる指導及び助言、民間人材育成プロジェクトに対する指導及び助言、総合的な事務処理プロジェクト及び特許情報についての指導及び助言、WIPO(世界知的所有権機関)のJAPAN Trust Fund プロジェクトに対する指導及び助言)。
12	インドネシア	規制緩和・競争政策の策定支援	2001.04~ 2003.03	長専	1-1 2-1 3-1	競争政策はインドネシアにおいて新しい取り組みであるため、企業競争法の経済復興における重要性をインドネシア政府に認識させ、政府として取り組んでいくための体制整備及び競争法運用のための細則整備について助言を行った。
13	ベトナム	関税政策及び税関行政	2001.07~ 2003.07	長専	1-2 2-1 3-1	税関手続きの国際基準の早期導入及び円滑な実施を支援した(電算化導入支援、税関手続きの国際基準導入のための技術協力、税関法施行に伴う政令、通達等の整備に関する助言等)。

開発課題に対する効果的アプローチ・貿易・投資促進

No.	国名	案件名	期間	形態	中間目標	特徴
1 - 2 - 2 行政手続きの能力強化 (= 法履行 / 運用能力強化)						
14	インドネシア	税関システム改善計画調査	1997 ~ 1999	開調	2 - 1 3 - 1	インドネシアの税関業務の迅速性、的確性、並びに貿易促進を図るため、税関総合データベース構築のためのシステム設計及び通関システムの改善に関する方針案を策定すると同時に、同国関係者への技術移転を行った。
15	インドネシア	税関特殊業務改善 (知的財産権侵害物品取締対策)	2002年度	短専	2 - 1 3 - 1	複雑な法的措置が必要とされる知的財産権侵害物品の取り締まり技法が十分に備わっていないインドネシアにおいて、この分野の業務改善をするために必要な技術移転を行った。
16	タイ	工業所有権情報センター	1995.07 ~ 2000.06	技プロ	2 - 1 3 - 1	工業所有権システムの構築、運用、保守管理、同システムを用いた先行技術調査、情報普及を通じて、工業所有権の活用に関する能力が向上することを目的に実施した。
1 - 2 - 3 民間セクター競争力強化						
(1) 民間企業の貿易・投資活動を円滑化、支援する協力						
17	複数国	植物検疫 (ミバエ類殺虫技術)	2002.05. ~ 2002.09	集団	2 - 1	日本の最新のミバエ類殺虫技術を提供し、最終的にはそれぞれの国の条件下で技術を応用・改良して、生果実に規制したミバエ類の完全殺虫データを作成することによって、当該国の生果実の輸出促進に資することを目的に実施。
18	複数国	貿易保険制度運用	2002.09. ~ 2002.10	集団	2 - 1	各国の貿易保険関連の政府部署または関係機関の役員に対し、貿易保険制度及びその運用について研修を行うことにより、各国の貿易保険制度の整備に資することを目的とした。
19	アジア諸国	輸出管理実務	2002.11. ~ 2002.12	集団	2 - 1	安全保障輸出管理の審査実務に携わる行政官に輸出審査に必要な法制度、手続き及び輸出品目の実例を紹介し、研修員に輸出管理制度整備の必要性を理解させ、アジア地域における同制度の早期導入に資することを目的として実施した。
20	インドネシア	輸出振興 (市場分析、開拓)	2001.08 ~ 2003.08	SV	2 - 2	海外市場開拓に必要な技術や知識を配属先スタッフや輸出業者に対し技術移転するとともに、インドネシア製品が海外市場 (特にアジア) で競争力を持てるように、企業への指導、海外市場調査、分析、開拓を行う。
21	インドネシア	輸出銀行運営	2002.03 ~ 2004.03 (予定)	長専	2 - 1	アジア通貨危機後、インドネシアにおいて金融仲介機能が不全に陥った中で緊急避難的に専門家を派遣し (本来民間商業銀行の固有の分野である) 短期貿易金融についての助言を行った。本専門家の業務は、輸出銀行の本来業務である輸出関連の中長期金融や保証等に関する助言、支援。
22	インドネシア	地方貿易研修センター	2002.07 ~ 2006.06 (予定)	技プロ	1 - 1 2 - 2	インドネシア貿易研修センターは、1989年無償資金協力を受けて建設され、1989年から1993年まで「貿易研修センター協力事業」プロジェクトが実施された。貿易研修、商業日本語、輸出検査、展示研修の4分野で協力が行われた。その後、1997年から2001年まで「貿易センター人材育成計画」プロジェクトが実施され、主に中規模のインドネシア企業に対し、貿易に必要な知識、経験、ノウハウを提供できる研修プログラムを企画。運営できるようになることを目的に、コースプランナーの育成、インストラクターに対する情報提供、貿易関連情報の外部への提供を実施した。2002年より地方5カ所への展開に向けた協力を実施している。
23	マレーシア	貿易開発公社	1997.07 ~ 1999.06	技プロ	1 - 1 2 - 2	マレーシア輸出センターを改組し、その機能及び人材の面で拡充強化を図り、下記4部門を有する組織を設立してマレーシアの輸出競争力の強化に資することを目的とした (調査部、情報サービス部、展示・商談部、広報・出版部、輸出振興部)。
24	タイ	ラムチャバン臨海部開発計画	1984.01 ~ 1985.03	開調	2 - 1 3 - 1	ラムチャバン地域に構想されている港湾、工業団地、住宅、用水等関連施設に関する長期マスタープラン策定と短期計画としてのフィージビリティ調査を実施。1988年から1991年にかけて同マスタープラン、フィージビリティ調査を基に工事が実施され、実現。
25	タイ	国家計量標準機関	2002.10 ~ 2004.10 (予定)	技プロ	1 - 1 2 - 1 3 - 1	タイ産業の輸出競争力強化のために、タイ国内において国家標準を整備し、国際的同等性を確保した計量標準の体系を確立するために国家計量標準機関の技術者育成を図るもの。
26	スリランカ	繊維製品品質向上計画	1996.04 ~ 2001.03	技プロ	2 - 1 3 - 1	スリランカの最大の輸出産業である繊維製品の価格・品質の両面での競争力強化のために繊維研修・サービスセンター及び研修センターの技術力向上を図った。
27	パラグアイ	貿易実務 / マーケティング	2002.04 ~ 2003.04	SV グループ 派遣	2 - 2	貿易実務担当SVは民間企業の輸出促進に向けて在庫・納期・郵送・保険に関する管理・理論・調査を実践指導及び輸出促進のためプロ・パラグアイ (配属先) と企業との連携強化を図るための活動を実施。マーケティング担当SVは輸出に必要な情報収集、市場分析、顧客開拓に関する指導を実施。

No.	国名	案件名	期間	形態	中間目標	特徴
(2) 活力ある民間セクターの育成						
28	アジア諸国	アジア企業経営	2001.06～ 2001.07.	集団	2 - 3	各国の企業経営者に日本経済の発展要因とその背後に存在する日本の経営を紹介することにより、各国の産業の成長と経済発展に資することを目的とした。
29	インドネシア	鑄造技術分野裾野産業育成計画	1999.04～ 2003.04	技プロ	2 - 3	金属機械工業研究所の機能を強化し、鑄造技術分野等の裾野産業振興を図ることを目的として、試作品、巡回指導、セミナー等の実施を通じたOJTを中心に、カウンターパートへの技術移転を行う。また現地中小鑄物企業に対する直接指導を実施する。
30	インドネシア	加工食品の商品開発	2001.10～ 2002.10	SV	2 - 3	アグロ産業開発研究所が中小食品企業に対し、食品安全基準やパッケージング等、輸出基準に足る品質の向上を指導を実施するための支援として、食品安全システム、食品規格に関する助言を行った。
31	フィリピン	金型技術向上	1997.09～ 2002.08	技プロ	2 - 3	金属工業開発センターに対しては1980～1986年「フィリピン共和国金属鑄造技術センター事業」プロジェクトを実施。また1988年から1989年にかけて同アフターケアを実施した。このプロジェクトは同センターが金型技術者に対してプラスチック金型に関する研修・技術支援を提供できるようになることを目的に協力を実施した。
32	タイ	生産性向上	1994.02～ 1999.02 (フォローアップ 1999.02～ 2001.02)	技プロ	2 - 3	タイ全土に生産性運動を普及するための指導員育成のために、「生産性コンサルティング技術」、「人材育成・労使関係」及び「普及促進」の3分野でカウンターパートであるタイ生産性研究所への技術移転を実施した。1999年から「生産性コンサルティング技術」、「人材育成・労使関係」の分野でフォローアップを実施中。
33	ケニア	輸出商品開発	2000.11～ 2002.11	長専	2 - 3	従来の伝統的農産物、軽工業製品に加え、新たな付加価値の高い手工芸品等の輸出商品の開発、品質改善に関し、指導、助言を行った。
1 - 3 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化						
(1) 貿易・投資自由化の意義の理解向上						
(2) WTO等の国際的な規律への加盟支援						
34	タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン	WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム	2001.07～ 2004.03 (予定)	開調	1 - 1 1 - 2 2 - 1	多角的国際貿易体制の利益を享受できるよう、途上国の官民のWTO協定の実施能力の向上(各協定の理解向上、国内法の整備、情報システムの整備、紛争処理能力)を図る。
35	中国	WTO加盟支援	2001～2003年度	国特	1 - 2	WTO加盟前後に、自国の政策立案の参考となるよう、農業、サービス各分野(自由職業、流通、交通、金融等)基準認証に関する日本の制度紹介、日本における現状視察を行っている。
36	カザフスタン	カザフスタンのWTO加盟に関する専門家	1999.08～ 1999.09	短専	1 - 2	加盟交渉中であるカザフスタンに対し、WTOの基本原則及びサービス貿易に関するセミナーを実施するとともに、金融、通信、農業等重要な分野について、関係省庁と個別に加盟交渉の進捗を踏まえた意見交換、コンサルテーションを複数回行った。
(3) WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上						
37	複数国	WTO協定・紛争解決了解の運用コース	2001年度	集団	1 - 2 2 - 1	WTO協定上の義務と将来の交渉に関して概観し、紛争解決手続きをレビュー、事例の分析、事例に関するサブミッションのドラフトを通じ、紛争解決手続きの運用能力の向上を図った。
38	APEC地域	貿易救済措置行政、TBT実施行政、農業・SPS行政	2002年度	地特	1 - 2 2 - 1	AD/SG/SCM各協定の概要と実務に関する講義を実施。併せて参加者からWTO紛争事例を紹介し、議論を行う。貿易救済措置に関しては事前に研修員が自国の関連事例を調査し、取りまとめたカントリー・レポートを発表した。
39	英語圏アフリカ諸国	貿易と投資に関するWTO/JICA共催ワークショップ	2002.11～ 2002.11	第三国	1 - 2	WTOにおける投資分野の作業部会に先立ち、交渉担当官を対象にWTOにおける議論の要点を紹介、各国のスタンスについて意見交換を行った。
40	アフリカ諸国	WTOキャパシティ・ビルディング・セミナー(エジプト/JICA共催ワークショップ)	2003.02	第三国	1 - 2	投資と競争分野に関し、WTO交渉担当大臣に直接助言できるレベルの人材を対象とし、WTOにおける議論の要点を確認し、アフリカ諸国の抱える問題に関し意見交換を行った。
1 - 4 貿易・投資促進のための基礎条件の整備						
(1) 商取引に関する法制度整備						
41	ベトナム	法整備支援	1996～2003	長専、 研修 (技プロ)	1 - 1	各種法律(民商法、会社法、ASEAN投資法、民事訴訟法、民事執行法、海商法、独占禁止法、会社法・証券取引法、知的財産権)整備に関する司法長官との政策対話、ワークショップ、セミナー、研修員受入等を実施している。

開発課題に対する効果的アプローチ・貿易・投資促進

No.	国名	案件名	期間	形態	中間目標	特徴
42	カンボジア	法整備支援	1999～2003	長専、 研修 (技プロ)	1 - 1	民法、民事訴訟法の草案起草、司法長官との政策対話、関連のセミナーやワークショップの実施、法務行政、檢察業務、裁判制度、弁護士会活動等に関する研修員受入等を実施。
(2) 経済インフラの整備						
43	フィリピン	生産統計開発計画調査	2000.08～ 2002.03	開調	1 - 1 3 - 2	フィリピンの経済・産業政策立案や企業経営に寄与する生産動態統計調査及びそれを基に作成される各指数の開発を行った。
44	タイ	首都圏配電網システム改善 拡張計画調査	1994～1995	開調	1 - 1	バンコク首都圏の配電システム改善計画を策定。開発調査を受け、円借款により事業が実施された
45	ベトナム	工業標準化・計量・検査・ 品質管理マスタープラン調 査	1997.02～ 1998.02	開調	1 - 1	ベトナムにおいて標準化等のシステム全体を整備し、標準化・品質管理の産業への浸透を図り、ベトナムのシステムが国際的に信頼あるものとするを目的としマスタープラン(実施機関の組織改革、計量・検査の技術インフラ発展のための提言等)を策定した。
46	エルサルバドル	ラ・ウニオン県港湾再活性化 計画調査	1997～1998	開調	1 - 1	波浪条件が緩やかな比較的大水深のラ・ウニオン県の港湾整備に関するフィージビリティ調査。円借款より事業が実現し、エルサルバドル最初の本格的なコンテナ港となった。
(3) 国内産業の事業環境整備						
47	インドネシア	中小企業振興支援	1999.12～ 2000.07	短専	1 - 1	1997年のアジア通貨危機からの回復に資することを目的として、早稲田大学社会科学部浦田秀次郎教授がシニア・レベル・アドバイザーとして、経済調整担当大臣に対し、中小企業金融、人材育成、裾野産業・輸出振興からなる政策提言を行った。
48	タイ	中小企業振興支援	1999.01～ 1999.06	短専	1 - 1	通貨危機後のタイ経済の回復のために、大蔵大臣、工業大臣の政策顧問として通産省前局長を派遣し、中小企業振興マスタープランや中小企業金融を含む政策全般について提言を行った。
49	ベトナム	中小企業振興計画調査	1999.03～ 1999.12	開調	1 - 1	中小企業振興に関する基本政策や組織がなかったベトナムに対し、中小製造業を対象とした網羅的なマスタープラン策定を行った。
(4) 人材育成						
50	インドネシア	高等教育行政	2002.10～ 2004.10	技プロ	1 - 1	インドネシア高等教育機関の運営改善、教育研究の活性化、支援事業の効果的な実施及び適切な政策決定を実現させることを目標に、高等教育機関の運営改善調査研究、日本側関係機関との連絡調整等を実施している。
51	ウズベキスタン	日本人材開発センター	2001.08～	専門家	1 - 1	民間の企業活動を活性化するための経営実務面での教育の実施及び、企業幹部や政策立案に携わる政府高官を対象とするコースを開設している。また日本語教育も実施している。
52	ヨルダン	職業訓練技術学院	1997.10～ 2002.09	技プロ	1 - 1 2 - 1	職業訓練技術学院の運営・管理体制(実施体制、訓練コース)が確立し、訓練に必要な施設、機材及び設備が整備され最適な訓練コースが実施されることにより同学院の訓練指導員の能力が向上し、それにより質の高い技術者を育成する。

技プロ：技術協力プロジェクト 長専：長期専門家派遣 短専：短期専門家派遣
 開調：開発調査 草の根：草の根技術協力 無償：無償資金協力
 JOCV：青年海外協力隊 SV：シニア・ボランティア
 集団：集団研修 国特：国別特設研修 地特：地域別特設研修 第三国：第三国研修

Box A1 1 WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム

このプログラムは日本政府のイニシアティブで提案され、2000年11月APEC関係会合において承認された「戦略的APECプラン」に基づくものであり、JICAにとっては初めてのWTOに関する大規模な協力である。APEC域内4カ国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）を対象とし、WTO協定に規定された義務・権利の履行能力の向上を目指すことを目的として実施された。具体的にはWTO主管官庁におけるWTO関連情報共有システムの構築による組織体制の整備、主要協定に関するセミナーやワークショップの開催による知識移転、今後のキャパシティ・ビルディングのための提言策定を行った。

WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラムの概要

目標：WTO協定履行能力及び多国間自由貿易における参加能力を強化するため、以下の活動を行う。

- (1)WTO関連政策立案者・実務者がWTO協定の履行に必要な知識を強化するための助言、技術移転活動
- (2)政府内関係機関に対するWTO協定履行能力強化のための政策提言

支援対象協定・分野	タイ (2001年8月～2002年12月)	インドネシア (2002年1月～2003年10月(予定))	マレーシア (2002年3月～2003年5月)	フィリピン (2002年11月～2004年3月(予定))
WTO協定実施に関する組織体制の強化	WTO窓口機関の機能強化・情報共有システムのパイロット的構築	WTO窓口機関の機能強化・情報共有システムのパイロット的構築	-	WTO窓口機関の機能強化・情報共有システムのパイロット的構築
WTO協定全般に関する知識向上	- (協力結果に関するセミナーにおいて一部取り扱った)	- (キックオフセミナーにおいて一部取り扱った)	-	- (キックオフセミナーにおいて一部取り扱った)
農業協定 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)	-	-	農業協定及びSPS協定実施に関する現状分析 農業協定及びSPS協定の理解促進に向けた技術移転(セミナー等) 提言策定	農業協定及びSPS協定実施に関する現状分析 農業協定及びSPS協定の理解促進に向けた技術移転(セミナー等) 提言策定
紛争解決了解 (DSU) アンチ・ダンピング協定 (AD) 補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM) セーフガード協定 (SG)	AD/SCM協定実施に関する現状分析 AD/SCM協定に関する行政官・民間に対するワークショップ 提言策定	AD/SCM/SG協定及びDSU実施に関する現状分析 AD/SCM協定に関連する国内法・規則見直し協定に対する理解促進のためのワークショップ、セミナー 提言策定	紛争解決に関する現状分析 DSUに関する理解向上、及び交渉能力の向上及びDSUの習熟を含む能力向上のための技術移転(ワークショップ、模擬裁判等) 提言策定	AD/SG協定実施に関する現状分析 AD/SG協定実施のための助言、指導 提言策定
サービス貿易に関する一般協定 (GATS)	GATS履行に関する現状分析・関連国内法に関する調査 GATS一般知識向上及び個別イシュー・分野別課題のためのワークショップ 提言策定	GATS履行に関する現状分析 GATS一般知識向上及び個別イシュー・分野別課題のためのワークショップ 提言策定	-	GATS履行に関する現状分析 GATS一般知識向上及び個別イシュー・分野別課題のためのワークショップ 提言策定
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)	TRIPSの履行状況・課題(国内法制の整備等)に関する調査 研修カリキュラムの策定/研修教材の開発 トレーナーズ・トレーニング 提言策定	公共意識、履行能力の状況分析 研修教材の開発 トレーナーズ・トレーニング 提言策定	TRIPS協定履行に関する現状分析 協定に関する理解向上及び実施能力向上のための技術移転(セミナー等) 提言策定	-
貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)	TBT協定履行に関する現状分析 TBT協定の一般的な知識向上及びTBT協定に関する個別イシューに関するワークショップ 提言策定	TBT協定履行に関する現状分析・国内法規制の整合性調査 一般的な知識向上及び協定の理解促進 (TBT通報、Good Regulatory Practice等)のためのセミナー、ワークショップ 提言策定	TBT協定履行に関する現状分析 TBT協定履行能力向上、国際標準活動参加のための技術移転(セミナー等) 提言策定	TBT協定履行に関する現状分析 協定義務理解及び通報義務履行に関する適切な組織・制度体制に関する助言、指導 提言策定

Box A1 2 貿易研修センター

国際貿易を促進するためには、国内の貿易関係者に対する貿易実務、マーケティング等の知識普及、海外投資情報の集積、見本市開催など、企業に対する支援サービスの充実は不可欠である。JICAでは、フィリピン、マレーシア、インドネシア、エジプトの4カ国で貿易研修センターに対する技術協力を実施してきた。

	フィリピン	マレーシア	インドネシア	エジプト
協力期間	1987～1992	1994～1999	(フェーズ1) 1988～1993 (フォローアップ) 1994～1995 (フェーズ2) 1997～2001 (フォローアップ) 2001～2002 (フェーズ3) 2002～2006 (予定)	2002～2004 (予定)
目 標	貿易研修センターが、現地企業に対して貿易に必要な知識、経験、ノウハウを提供できる研修プログラムを企画、運営できるようになる。	海外市場調査、投資情報、展示・商談、広報・出版、貿易実務に関する人材育成を通して、貿易開発社が主体的に輸出促進事業を実施できるようになる。	貿易研修センターが、現地企業に対して貿易に必要な知識、経験、ノウハウを提供できる研修プログラムを企画、運営できるようになる。 2002年より実施されている協力はこれまでの協力の成果を地方に展開することを目的とする。	貿易研修センターの事業計画、機構定員計画が策定される。
活 動	貿易研修(輸出基礎、金融、輸入、契約、原価計算、輸送)、商業日本語、家具・繊維・食品検査、展示の各分野に関する人材の育成	上記分野の職員育成	・(フェーズ1) 貿易研修、商業日本語、輸出検査、展示研修の4分野における協力 ・(フェーズ2) コースプランナーの育成、インストラクターに対する情報提供、貿易関連情報の外部への提供など貿易研修プログラムの企画・運営能力向上のための人材育成 ・(フェーズ3) 地方4カ所に設立するモデル「地方貿易研修・振興センター」で、中小企業を対象として貿易実務に関する研修、海外市場情報の提供、商品展示などのサービス実施及び貿易振興に関する技術指導	・貿易研修ニーズを把握するための調査実施 ・トライアルセミナー/研修プログラムの実施 ・センターの業務量分析及び分析結果に基づく事業・機構定員計画案の作成
投 入	長期専門家(リーダー、業務調整、貿易研修、商業日本語、家具検査、衣料品検査、食品検査) 研修員受入 検査機器、コンピュータ	長期専門家(リーダー、業務調整、調査指導、情報提供指導、貿易ライブラリー運営) 研修員受入 情報システム、出版機材	長期専門家(リーダー、業務調整、国際貿易、貿易振興) 研修員受入 サーバー、パソコン、AV機器、書籍等	長期専門家(リーダー、業務調整) 研修員受入 コンピュータ、AV機器等
関連協力	無償資金協力(建屋、主要機材、24億円)		無償資金協力(建屋、主要機材、20億円)	
他	活動成果品として73種類のマニュアル類が作成された。			

付録2. 主要ドナーの取り組み

ここでは貿易・投資分野における各ドナーの取り組みを例示的に紹介する。各ドナーともキャパシティ・ビルディングの重視、包括的なアプローチの採用、他ドナーとの連携等、既に紹介した国際的な流れを実践していることが分かる。また、これらのドナーは、貿易と投資のどちらかといえは貿易の方を援助対象分野として重視しているという点が指摘できる。これは、(1) 各ドナーは途上国が適切にWTO体制に取り込まれていくことを重点的な援助の目標としており、そのWTOが一義的には貿易を取り扱う国際機関として発足していること、(2) 投資という経済活動に伴って必要とされる公的部門の機能が、貿易の場合との比較において限られており、従って政府に対するキャパシティ・ビルディングの余地が比較的少なく、明確に投資促進を目標とした協力の企画は困難であることなどの要因によるものと考えられる。なお、WTOの議論の場においては、伝統的な貿易関連のトピックに加え、国際的な投資活動のルールづくりも交渉の議題として取り上げられる方向にあり、この文脈ではWTOを中心に投資分野の協力活動も増えてきているといえる。

2.1 世界銀行グループ

2.1.1 支援方針及び支援の特徴

国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development: IBRD)、国際金融公社 (International Finance Corporation: IFC) 等のグループ内組織をまたがる形で中小企業 (Small and Medium Enterprise: SME) 部を独立させるといった組織改革に見られるように、世界銀行グループは民間セクター開発へ向けての支援に力を入れている。構造調整融資に加え、技術援助 (Technical Assistance: TA) も広範に実施しており、**民間部門の発展の基礎となる健全な政策フレームワーク**を自立的に策定できるように、**政府部門のキャパシティを向上させることを目指している。**

世界銀行グループは、経済の開放が経済の成長及び貧困の削減に貢献するとの強い信念に基づき、貿易分野の協力もこのような民間部門開発へ向けての取り組みの一環として重視している。重点協力対象分野としては、サービス分野の貿易、基準・技術規制 (standard, technical regulation)

世界銀行グループは経済の自由化が経済成長・貧困削減に貢献するとの信念の下、民間部門発展の基礎となる健全な政策フレームワーク策定のためのキャパシティ向上を支援

と貿易、貧困と貿易等が挙げられる。また、協力の対象国としては、低所得国を重点的に支援する姿勢を明確にしている。

さらに、世界銀行グループの活動の特徴として、途上国に対する直接的な協力に加え、事実の分析に基づいたアドボカシー、助言活動を通じ、「地球規模の対話」(Global Dialogue)を促進していく方向を打ち出している点が指摘できる。この一環として、国際的な通商会議への参加や“Development, Trade and the WTO”と題するハンドブックの発行といった活動を行っている。

世界銀行グループの取り組み：

- ・ Global Dialogue
- ・ 遠隔研修
- ・ WTOキャパシティ・ビルディング・プログラム
- ・ Integrated Framework (IF)

2 1 2 主な協力事例の概要

世界銀行グループの貿易分野の協力活動例としては、まず研修プログラムが挙げられる。世界銀行研究所 (World Bank Institute) にて提供される研修プログラムのほか、最近では**遠隔研修**にも力を入れており、“Global Integration and the New Trade Agenda for Africa”はその一例である。エチオピア、ガーナ、タンザニア、ウガンダの貿易関連実務者や研究者を対象に、通商政策のツールとそのアフリカ経済におけるインプリケーション、多国間通商体制、貧困と貿易の関連といったトピックについて、**ビデオ会議、途上国の大学・研究機関のファシリテーターを介したディスカッション、CD-ROMを用いた情報提供**などを通じて研修の機会を提供するものである。

世界銀行グループのキャパシティ・ビルディングに向けての取り組み事例としては、WTO交渉における途上国の参加・交渉能力の向上を目的とした「**WTOキャパシティ・ビルディング・プロジェクト**」が挙げられる。40の国・地域を対象として、英国、オランダ、イタリア等の資金協力も得て実施されているこのWTOとの連携プロジェクトにおいては、まず途上国の研究者が、国際的な専門家との協働を通じ、各地域・国ごとの通商政策の現状、多角的通商交渉の文脈においてこれらの国・地域がとり得る政策オプション及びその費用便益分析についての研究論文を作成する(このこと自体、途上国の研究能力の向上に資することが期待されている)。この研究結果はWTOの交渉議事が途上国の利害に沿った形で確立されるよう活用を図るとともに、各国の交渉担当官が多角的通商交渉の現場で活用できるハンドブックとして取りまとめられる。さらに、研究結果はマスコミ、商工会議所、NGO等の関係者とも共有され、政府関係者の政策立案に資することが期待されている。

最後に、世界銀行グループも関与している特徴的な取り組みとして、「**後発開発途上国向け貿易関連技術支援の統合的枠組み** (Integrated Framework for Trade-Related Technical Assistance to Least Developed

Countries: IF)』を紹介する。これは世界銀行のほか、WTO、UNCTAD、国際貿易センター (International Trade Center: ITC)、IMF、UNDPの6国際機関が中核となり、二国間のドナーの関与も得て進めている取り組みで、先進国から拠出される信託基金を原資として活動を行っている。

IFはアフリカ諸国を中心とする49カ国の後発開発途上国を対象とし、これら途上国が国際社会における独立した貿易パートナーとなり多角的通商体制に統合されていくことを目標としている。この背景には、このような目標を達成するためには、例えば単にWTO協定実施のための義務等を教えるだけでは不十分であり、国内政策や生産面の制約にも配慮して、貿易関連のインフラ、キャパシティの構築支援を行う必要があるという考えがある。

IFの具体的な協力対象国は、貿易拡大を通じた経済成長・貧困削減へ向けての政府のコミットメント、PRSPの準備状況のほか、IFが機能する国内環境にあるかといった視点も踏まえ選定されている。カンボジア、マダガスカル、モーリタニアの3カ国で試行的に適用され、現在ではこれに加えて11の途上国で活動が始まっている。

IFの実施は3段階からなる。まず、経済の競争力を評価するとともに、多角的通商体制への統合を図っていく上での制約条件を特定することを目的とした“diagnostic trade integration study”(DTIS)を実施する。次に、この調査結果に基づき、関係者との協議を通じて実行計画を策定、制約条件を克服するための政策提言や必要な技術支援活動の優先付けがなされる。最終段階として、実行計画中の政策提言はPRSPの中に取り込まれ、優先度の高い技術支援については世界銀行の支援国(Consultative Group: CG)会合等の場で予算の手当てが図られることになる。このようなプロセスを経ることにより、各ドナーは各々の得意分野に重点的にリソースを投入することが可能になり、効率的な協力の実施が期待される。

IFについては、2001年のWTOドーハ閣僚宣言においても実行可能性のある(viable)モデルとして認知され、ドナーがIFの信託基金への拠出を増やすよう求められていることもあり、今後ともその動向に注視する必要があると思われる。

2.2 WTO等国連グループ

2.2.1 支援方針及び支援の特徴

WTOの一義的な使命は貿易自由化の推進であり、WTOの技術協力活動もこの上位目標の達成に資する形で実施されている。特にドーハ閣僚会議以降、技術協力の必要性を随所にうたった閣僚宣言の内容を実施に移すた

WTOの方針：

- ・途上国が貿易自由化に対応できるように支援活動を強化
- ・他機関との連携を重視

めに、途上国への支援活動をWTOの中核的機能と位置付けるに至っている。WTOには技術協力部門（Technical Cooperation Division）があるが、途上国に対する支援をこのセクションが一元的に実施するというよりは、WTO事務局全体をあげてドナーとしての機能強化に取り組むという姿勢が明確に打ち出されている。

WTOのドナーとしての特徴としては、まさに貿易分野における多国間交渉の中核に位置していることから、途上国の技術協力に対するニーズを把握しやすい立場にある点を指摘できる。WTOによれば、途上国のニーズの高いトピックはWTOへの加盟、通商交渉の能力・技術、農業・サービス分野の交渉、新分野（投資、競争等）に関する交渉、実施問題、基準・技術的規制等とされている。またWTOの技術協力はすべての途上国を対象としうるが、アフリカ諸国をはじめとする後発開発途上国に優先度があるとされている。

WTOは本来援助機関ではないことから、途上国への協力を展開していく上でのリソースを十分に保有していないことを自ら強く認識しており³、他ドナーとの連携を極めて重視している。特に、同じ国連関連機関であるUNCTAD、ITCとは緊密な連携関係にあり、WTOが開催するセミナー・ワークショップ等もこれらの機関との共催となっているケースが多い。また、ジュネーブ所在という地の利を活かして、例えば、知的所有権については世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）、関税については世界税関機関（World Customs Organization: WCO）、標準分野については国際標準化機関（International Organization for Standardization: ISO）というように、援助機関ではない他の国際機関との連携も視野に入れている点は特筆に値する。

WTOの取り組み：

- ・各国ジュネーブ代表部に対する支援
- ・アフリカ地域レベルの協力としてのJITAP

2 2 2 主な協力事例の概要

WTOのドナーとしての主要な活動は、ジュネーブに所在するという地理的な利点を活かした**各国の在ジュネーブ代表部に対する定期的助言サービスの提供、セミナーやワークショップ、研修コースの開催**であり、途上国のWTOルールに対する理解向上、多角的通商体制への参加促進を目的としている。また、ジュネーブ以外の各開発途上地域でのセミナー、ワークショップ、短期通商政策コースの開催、“How to”冊子の作成、情報技術の活用等技術協力のためのツール開発（ビデオ会議、CD-ROM等）といった協力活動についても規模を拡大しつつある。

³ この関連では、WTOの援助活動の中で最も一般的な形態であるセミナーやワークショップについて、安上がりではあるものの、その効果が累積的であるかという問題意識がWTO内にもあり、これらのプログラムをより大きな途上国の国家開発計画の枠組みの中に取り込んでいく必要性が認識されている点を指摘できる。

WTOの個別の取り組みとして、UNCTAD、ITCと共同で取り組んでいる“Joint Integrated Technical Assistance Programme (JITAP)”を紹介しておく。このプログラムは、アフリカの後発開発途上国が抱える貿易関連の人的・制度的キャパシティの不足という課題に対処するために、**8カ国（ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ガーナ、ケニア、タンザニア、チュニジア、ウガンダ）に対して同時に包括的な支援プログラムを提供するものである。**IFと同様、信託基金が設けられており、13のドナーが資金の拠出を行っている。実施体制については、WTO、UNCTAD、ITCの代表からなるジュネーブの調整グループとアフリカ諸国との間に2つの地域調整拠点（西アフリカのコートジボワール及び東アフリカのウガンダ）が設けられ、援助リソース投入の調整、各国のプログラム実施支援、ジュネーブとの連絡調整にあたっていることが特徴的である。またジュネーブと各国間のコミュニケーションにあたっては、インターネットの積極活用が図られている（Internet-based Communication and Discussion Facility）。

本プログラムの目標は、**多角的通商体制及びその体制が自国の貿易に与える影響についての理解を養い、多角的通商体制の義務、規律に対応できる国内の通商システムを構築し、さらに民間の貿易業者が多角的通商体制から最大限の利得を得ることができるようになることとされている。**

具体的な活動内容は、WTO関連課題に対応するための国内調整メカニズムと多国間通商体制に関する知識ベースの構築、多角的通商体制の国家経済に対する影響分析（優先セクターの特定）、税関改革に関する技術情報支援、通商関連法制、規制の調整に関する助言、セクター、製品レベルの戦略策定、貿易関連情報、品質管理、輸出金融等輸出企業の関心に応じた技術協力、官民学の利用に資するレファレンスセンターの設立、多国間通商体制に関する訓練者、専門家のネットワーク構築等のカテゴリーに分類することができる。

このプログラムに関し特筆すべきは、**広範な受益者の参画に特徴付けられる協力の「プロセス」である。各国においてステアリング・コミッティ（関係者連絡会議）が形成されており、具体的な政策立案のほか、技術支援、トレーニング、ワークショップやセミナー等を通じ、関連省庁、貿易振興機関、商工会議所、学術機関、一般市民等、幅広い関係者間のコミュニケーションの深化、ネットワークの形成が図られている。**各関係者の責任分担を通じ、貿易政策を策定するプロセス自体を構築しようとする試みがなされている。

また、本プログラムは複数国で同時に実施されているものであることが

ら、効率的なリソースの活用、運営面における規模の経済、各国の成果に関する情報共有といった、いわば「シナジー効果」が得られるとともに、各国間に構築したネットワークはプログラムの終了後も持続的に活用されることが期待されている。

以上説明した8カ国に対するJITAPの成果は一般に肯定的に評価されており、WTO、UNCTAD、ITCは2003年より対象国を拡大し、新たな8カ国（ボツワナ、カメルーン、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、セネガル、ザンビア）を加えた計16カ国を対象として、JITAPフェーズ2を開始した。

2 3 米国国際開発庁（United States Agency for International Development: USAID）

USAIDの方針：

- ・物理的、人的、制度的キャパシティの形成・向上を支援
- ・米国企業と途上国とのリンケージ強化

2 3 1 支援方針及び支援の特徴

USAIDは機能別局（functional bureaus）の一つとして経済成長・農業・貿易局を設置しており、貿易関連の援助が重視されていることがうかがわれる。途上国が物理的、人的、制度的キャパシティの形成・向上を通じ、多角的通商システムに統合されていくプロセスを支援していく姿勢を明確にしている。具体的な活動内容は多岐にわたっており、以下のように分類されている。

- WTO認知と加盟（WTO Awareness and Accession）
- WTO協定（WTO Agreements）
- 貿易促進（Trade Facilitation）
- 人材と労働基準（Human Resources and Labor standard）
- 金融セクター開発（Financial Sector Development）
- 貿易関連インフラ開発（Trade-Related Infrastructure Development）
- 環境（Environment）
- 競争政策（Competition Policy）
- 農業開発（Agricultural Development）
- サービス（Services）
- ガバナンス及び機関間調整（Governance and Inter-Agency Coordination）

インフラといったハード面の協力分野まで「物理的なキャパシティ・ビルディング」と位置付けている点が特徴的といえよう。

上記に関し、より具体的な内容を例示的に示すと、WTO認知と加盟に

については、WTO体系に整合的な国内制度構築のための技術アドバイザーの派遣、意識喚起のためのワークショップの開催等を行っている。また、貿易促進のカテゴリーに関しては、信頼できる市場情報と統計を提供できる公的機関のキャパシティ強化やビジネス界の意向を代表する民間貿易機関の育成（米国企業との関係強化）、あるいは小規模事業者に対する情報技術の導入を目指している。すなわち、日本の協力においてはJETROが実施しているような活動まで、USAIDがカバーしている。

USAIDの取り組み例：

- エジプト貿易改革支援
- ・輸出業者から成る民間団体の設立・運営支援
 - ・貿易省に対するキャパシティ・ビルディング支援
 - ・現地の学識経験者の活用

2 3 2 主な協力事例の概要

USAIDの具体的な活動事例として、エジプトにおける「貿易改革支援」プロジェクトを紹介する。このプロジェクトにおいては、輸出業者から成る民間団体の設立・運営支援を行い、輸出セクター強化による経済成長促進を目指している一方、貿易省の能力向上支援も行っており、貿易政策・規制に関するフレームワークの改善を通じて、エジプト経済を国際的な貿易・投資環境に適合させることを目指している。貿易省内にWTOユニットを設置し、国際ルールに対応可能な省内・省庁間のメカニズムを形成するとともに、外国貿易局に対しては、情報技術の導入を通じた行政機能の効率化・自動化を進めている。

具体的なプロジェクトへの投入は日本の協力事業と大差なく、専門家の派遣や研修機会の提供から成っているが、「制度構築」の専門家を派遣している点や、**現地の学識経験者をアドバイザーとして活用している点**が特徴である。

付録3. 基本チェック項目

チェック項目 / 指標	備 考
(WTOの協議の場におけるプレゼンスの拡大)	
紛争解決手続き利用数 (紛争案件数)	申立数、被申立数、第三国参加数 出所：経済産業省「不公正貿易報告書」、 出所：WTOホームページ、 (http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_e.htm)
(自国政策における自由貿易の取り込み)	
貿易制限的措置数	WTOの貿易政策審査 (TPR) 時に指摘される貿易上の問題点 (国内助成措置、輸出補助金) 等 出所：WTO「Annual Report 2002」
自由貿易協定数	出所：UNCTADホームページ、 (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intltemID=1914&lang=1)
AD (アンチ・ダンピング) / SG (セーフガード) 措置発動数	出所：WTO「Annual Report 2002」
(行政担当官及び関係者のWTO協定内容に対する理解の進展)	
TBT (Technical barriers to trade、貿易の技術的障害) 通報件数	強制規格等 出所：日本貿易振興会ホームページ (http://www.jetro.go.jp/se/jjousa/wto/) 出所：WTOホームページ (http://www.wto.org/english/tratop_e/tbt_e/tbt_e.htm)
模倣品取り締まり件数 (日本企業の被害例等)	出所：特許庁ホームページ (http://www.jpo.go.jp/indexj.htm) 出所：WIPOホームページ (http://www.wipo.org/ipstats/en/)
(貿易量・構造の動向⁴)	
貿易額	輸出入額、貿易収支、経常収支 出所：INTERNATIONAL FINANCIAL STATISTICS YEARBOOK, IMF 出所：UNCTADホームページ (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intltemID=1914&lang=1)
貿易額 (各国別、地域別、経済圏別)	出所：UNCTADホームページ (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intltemID=1584&lang=1)
貿易構造 (各国輸出先内訳、輸入元内訳 / 各国商品別)	出所：UNCTADホームページ (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intltemID=1584&lang=1)
日本の貿易関連指標	日本との貿易関係を調べるための指標 出所：税関ホームページ (http://www.customs.go.jp/toukei/info/topmenu_j.htm)

⁴ 備考欄には詳細なデータを得るための統計資料を挙げているが、各国の貿易量・構造等の概要を知るには総務省の「世界の統計」(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/index.htm>) や日本貿易振興会「海外情報ファイル」(<http://www.jetro.go.jp/jetro-file/>) が手軽で便利。

チェック項目/指標	備 考
(貿易関連政策・制度の整備状況)	
WTO・他協定加盟状況 貿易管理制度 ・管轄官庁 ・輸入品目規制、輸入地域規制 ・輸出入関連法、輸出入管理 関税制度 ・管轄官庁 ・関税体系、品目分類 ・関税の種類、課税基準 ・関連法 輸出入手続き ・輸出入許可申請	先進国を含む61カ国の左記項目のデータは日本貿易振興会ホームページ海外情報ファイルより入手可能 ⁵ 。 出所：日本貿易振興会ホームページ (http://www.jetro.go.jp/jetro-file/)
(貿易関連の手続きに関する日系企業の評価)	
各国・地域の貿易・投資上の問題点	出所：各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望 (日本機械輸出組合ホームページ) (http://www.jmcti.org/mondai/top.html) 日系企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題をまとめたもの。 出所：アジアの投資環境比較 (JETRO) アジア諸国・地域の投資環境を、投資為替制度と投資コスト、産業基盤整備状況、人材・技術開発状況、情報インフラ整備状況、物流インフラ整備状況といった分野に分け、横並びに比較したもの。
(投資額・件数の動向)	
直接投資受入額 推移	UNCTAD World Investment Report (http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intlItemID=1397&lang=1)
直接投資受入額 対内直接投資 (国別・業種別) 対外直接投資 (国別・業種別)	先進国を含む61カ国の左記項目のデータは日本貿易振興会のホームページ海外情報ファイルより入手可能。 (http://www.jetro.go.jp/jetro-file/)
直接投資受入件数・推移 (含む撤退件数) 進出外国企業数 進出企業国別内訳 規制緩和件数 外国投資企業の生産額のGDPに占める割合 外国投資企業雇用者数・伸び率	直接投資の現状及びその環境を把握する上で重要な項目。 途上国の場合、データ自体の整備状況も悪くホームページ上での入手は、困難な場合が多いが、各国の投資関連機関、統計局等に照会する。
(投資関連政策・制度の整備状況)	
投資促進機関の有無 外資に関する規制 ・規制業種・禁止業種 ・出資比率 ・外国企業の土地所有の可否 ・資本金に関する規制 ・その他規制 外資に関する規制 ・奨励業種 ・各種優遇措置 税制 ・法人税 ・二国間租税条約 ・その他税制 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 ・外国人就業規制 ・在留許可 ・現地人の雇用義務 現地での資金調達制度 為替管理と外貨交換制度 技術・工業及び知的財産権供与にかかわる制度 外国企業の会社設立手続き	先進国を含む61カ国の左記項目のデータは日本貿易振興会ホームページ海外情報ファイルより入手可能。 (http://www.jetro.go.jp/jetro-file/)
(当該国の投資環境に対する対外的評価)	
国際金融機関や格付け機関による評価	世界銀行 World Development IndicatorsのInvestment Climateの欄に複数の機関による評価・格付けが記載されている。

⁵ 国によっては、データが入手できない項目がある。またこのサイトでは各国の基礎データ (政治体制、経済状況等)、統計 (GDP、消費者物価上昇率、失業率、貿易収支、為替レートなどの基礎的経済指標) 等も入手可能。複数の国を比較するような形での印刷機能も付いている。

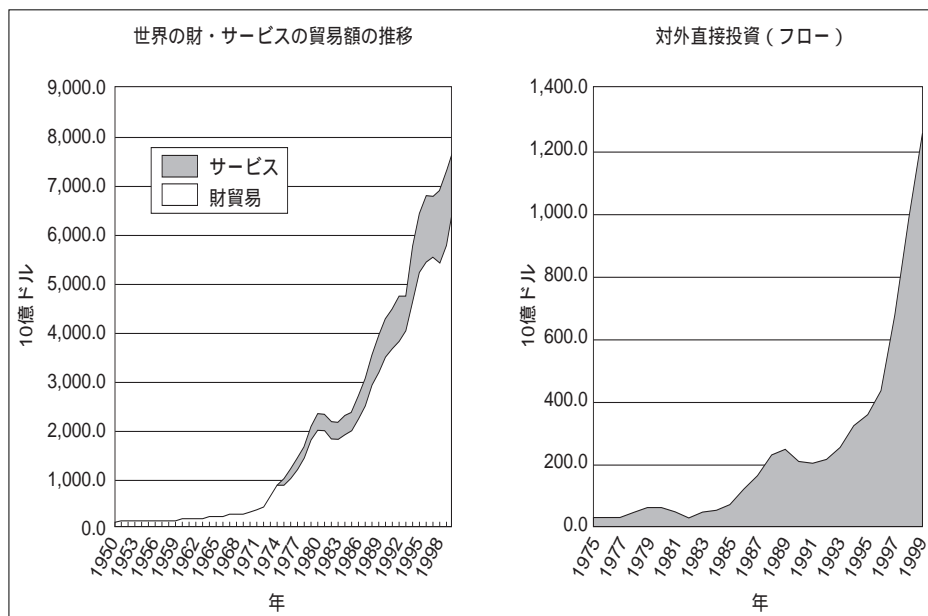
付録4. 地域別の現状と優先課題

貿易・投資の概観：
GATTでの貿易障壁撤廃の取り組みや通信・輸送分野の技術進歩によりグローバル化が急速に進み、貿易額や対外直接投資額が急速に伸びている。

4 1 世界の貿易・投資の概観

第2次世界大戦後、貿易や直接投資を中心として国際経済活動が活発に行われた頃から、経済のグローバル化は急速に拡大した（図A 4 1 参照）。第2次大戦以降のグローバル化の進展の要因には、「関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariff and Trade: GATT）」の下での8回の多角的貿易交渉による貿易障壁撤廃への取り組みや、通信・輸送分野における技術進歩等が指摘されている。

図A 4 1 世界貿易（財・サービス）・対外直接投資の推移



出所：IMF（2001）International Financial Statistics 2001

次に貿易（財貿易の輸出額）、直接投資の内訳を示すのが、表A 4 1である。貿易においては、図A 4 1のように総額としては大幅な伸びを示しているものの、アフリカに関しては1973年から2001年の間でその割合がむしろ減少しているという状況がある。直接投資については、流入先の80%以上及び輸出国の90%以上が先進国であり、経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development: OECD）加盟国の対外投資の内訳を示すものである。表A 4 1から、OECD加盟国から

表A4 1 対外投資と財貿易（輸出）の地域別内訳⁷

OECD加盟国の対外投資：地域別内訳（％）

	1985	1990	1995	2000
世界全体	100	100	100	100
うち				
OECD加盟国	68.6	80.2	79.7	84.6
OECD非加盟国	31.4	19.8	21.3	12.9
うち				
アフリカ	0.7	0.1	0.9	0.7
アジア	3.5	5.4	7.5	2.8
ヨーロッパ	0.0	0.2	1.1	1.3
中南米 及びカリブ海諸国	14.9	8.0	7.1	6.4
中近東	0.3	0.4	0.6	0.1
非配分	12.0	5.7	4.2	1.6

世界の財貿易（輸出）：地域別内訳（％）

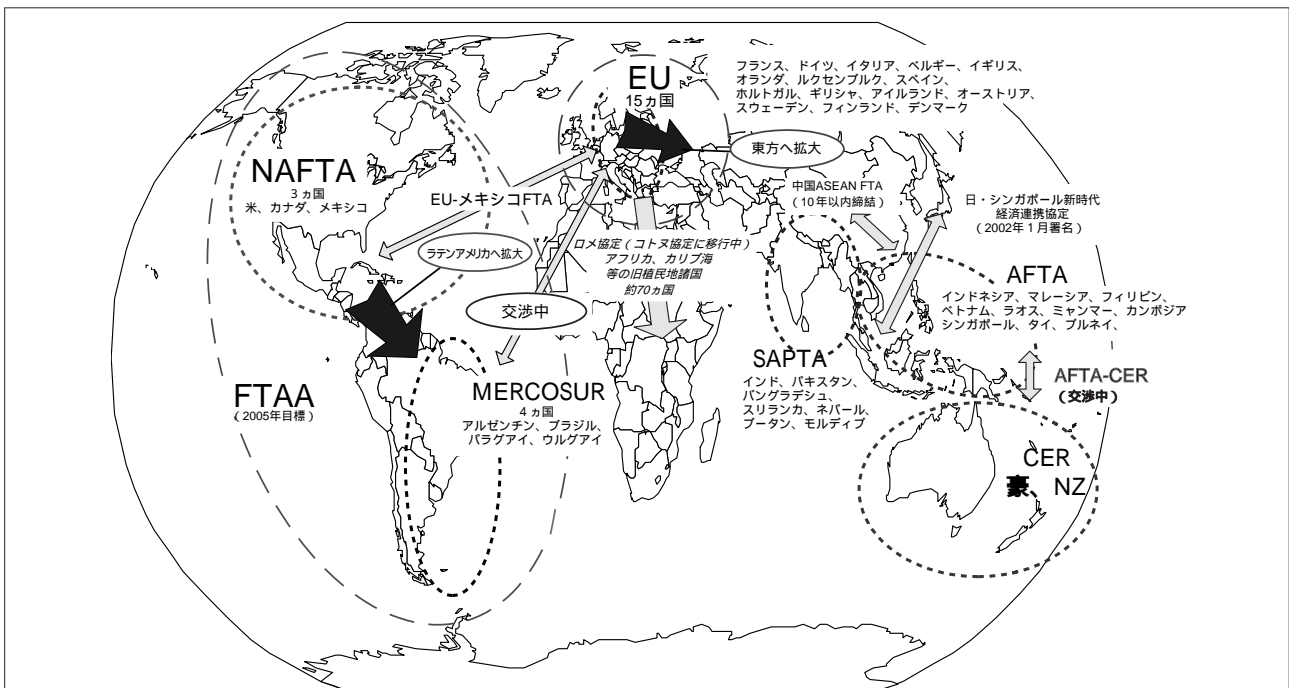
	1973	1983	1993	2001
世界全体	100	100	100	100
うち				
北米	16.9	17.8	19.8	22.5
中南米	4.7	4.5	5.2	6.1
西欧	45.4	40	43.1	40.3
アジア	14.9	18.5	23.4	21.9
アフリカ	4.8	4.6	2.6	2.2
中東	4.1	6.3	3.4	2.9
中・東欧/ バルト/ CIS諸国	9.1	8.4	2.9	4.3

出所：WTO（2002）*International Statistics 2002*

出所：OECD（2002）*Foreign Direct Investment for Development： Maximising Benefits, Minimising Costs.*

非加盟国に流入する直接投資の3分の2はアジアと中南米諸国に対するものであり、アフリカ⁶、中近東においてはこの15年間、非常に低い割合のまま推移していることが分かる。

図A4 2 世界の主な貿易協定



出所：「産業空洞化」と関税政策に関する研究会（2002）『「産業空洞化」と関税政策に関する研究会座長報告 資料編』p.108
財務省ホームページ（http://www.mof.go.jp/singikai/sangyokanze/tosin/sk1406mt_96.pdf）

⁶ アフリカ諸国が外国からの投資を引き付けられない理由を探る研究はいくつか行われており、OECD（2002）にいくつか紹介されている。

⁷ 左表と右表とでは地域割りの概念が異なるため、単純比較はできないものの、直接投資、貿易（輸出）の内訳を大まかにとらえるには有効と思われる、この2つの表を引用した。

グローバル化が進展する一方で地域化（リージョナリズム）の動きも活発化しており、特に1990年代以降、自由貿易協定（FTA）は世界各国・地域に広がり、2002年6月末時点までにGATT/WTOに通報されたものは143に上る。特に欧州や南北米大陸でのFTA締結の動きが活発である（図A4-2）。

4-2～4-7では、各地域のWTO、FTA、地域経済統合とのかかわりや主要貿易・投資相手国とのつながり等の概況と援助実施の方向性について、整理を行った。

4-2 東南アジア地域・中国

アジア諸国の貿易投資を考察する場合、第2次世界大戦後に著しい経済発展を遂げた東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）加盟国と21世紀の経済大国の有力候補と見なされている中国が、開発課題を検討する上においても着目される。なお、中国はASEANに対し、中国・ASEAN自由貿易地域構想を提案しており、2001年11月の中国・ASEAN首脳会議において10年以内にFTAを設立することが合意された。

4-2-1 ASEAN諸国の概況

（1）ASEANの成り立ち

ASEANは1967年の5カ国（インドネシア・シンガポール・タイ・フィリピン・マレーシア）による発足以降、加盟国が順次増加し、現在では10カ国の体制となっている（1980年代のブルネイ加盟以後、1990年代にベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアが新規に加盟）。

ASEAN発足の目的の一つに、経済発展のための域内協力がうたわれており、2002年までにASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）が創設され、現在では原加盟5カ国にブルネイを加えた6カ国が域内の国々との通商において、一部の例外を除き、原則的にすべての域内産品の関税を0～5%に引き下げ、**域内貿易の自由化**を図っている。投資についても目標年次を定めて、原則全業種に対して、投資を自由化するとの方針をもっている。新規加盟の5カ国の貿易・投資についても、それぞれ目標年次を定めて開放・自由化を順次進めていく方針である⁸。

⁸ 1992年のASEAN首脳会議において、AFTAの設立が合意され、現在では原加盟5カ国及びブルネイにおいて原則すべてのASEAN産品の関税率を0～5%としており、新規加盟4カ国についても、ベトナムは2003年、ラオス、ミャンマーは2005年、カンボジアは2007年までの関税率引き下げが目標年次として合意されている。関税引き下げの対象外としているのは、国家安全保障、公共の安全面の配慮に係る品目等極めて限定されており、引き下げ対象は域内貿易額

(2) ASEAN諸国の経済発展

ASEAN諸国では、1980年代から1990年代前半にかけて、貿易と直接投資の流入が著しく伸びた。この急速な伸びと並行し、域内貿易と域内直接投資も大幅な増加を見せた。ASEAN地域で形成された貿易と投資の関係は、域外諸国に対しても開かれているという特色がある。ASEAN地域においては、貿易の自由化を通じた輸出拡大策が取られてきており、その反応として外国企業はASEAN地域に輸出の拠点を設置した。その結果、同地域の直接投資と輸出が拡大してきた。この投資と貿易の拡大の結果として、ASEANの国々は国際競争力があるものとの評価を得、さらに直接投資を引き付けるという良循環が形成され、経済成長を達成してきている⁹。

(3) 貿易・投資の現状

2001年の貿易統計では、ベトナム以外のASEAN諸国においては、輸出・輸入とも軒並み2000年実績を下回る結果となっている。これは、世界的IT不況、主要輸出先である欧米諸国及び日本の景気不振や労働集約型産業の競争力低下、原油などの国際市況の軟化などの影響が各国の貿易に現れたためである。ベトナムは輸出全体では5.5%の伸びであったが、米越通商協定締結への期待感から米国向け輸出が前年比45.4%と急増した。

2001年の海外直接投資受入では、政情不安や2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降のイスラム教に対するマイナスイメージなどから前年比41.5%減の激減となったインドネシア、4年連続で投資が減り2001年は前年比27.3%減であったフィリピン、外資法制定以来最低水準となったミャンマー等、大幅に投資が減った国、8.7%減のシンガポール、5.2%減のマレーシア等、中程度に減少した国、1.4%の微減でほぼ横ばいのタイというように、国によって実績にばらつきが見られる¹⁰。

の85%以上を占めることになる。

1998年のASEAN経済閣僚会議において「ASEAN投資地域枠組み協定」の署名が行われた。本協定の目的は、(i) 域内及び域外からの投資促進、(ii) ASEANを魅力的な投資地域とするための協同の取組促進、(iii) ASEAN経済の競争力の強化、(iv) 域内における投資の障害となる規則・条件の軽減、の4つである。また、特色としては、加盟各国ごとの域内・域外からの投資促進及び投資自由化に向けた協力プログラムが作成されていること、一部の例外業種を除いて2003年までに他の加盟国の投資家に対する内国民待遇を適用し、2020年までにすべての国の投資家に内国民待遇を適用するという努力目標が設定されていること、やはり一部の例外を除いて、2010年までの加盟国間の投資をすべての産業に対する自由化し、2020年までにすべての国にこれを拡大するとの方針であること、資本や熟練労働、プロフェッショナルの域内の自由な移動が挙げられる。(出所：外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/index.html>))

⁹ 青木昌彦・寺西重郎編(2000)第7章「東アジアにおける貿易と投資の地域依存パターンの変化」(浦田秀次郎・瓜生不二夫・米川進)

¹⁰ 日本貿易振興会(2002b)

4 2 2 中国の概況

(1) 中国の経済発展

1992年1～2月の鄧小平氏の南方視察における重要講話を契機として改革・開放政策が加速化され、同年10月の第14回党大会では「社会主義市場経済」という新たな概念が提起され、1993年3月の全国人民代表大会ではこれが憲法に盛り込まれるなど、中国経済の「市場経済化」の方向が定着した。

1998年3月には、江沢民国家主席が再選されるとともに、李鵬全人代常務委員長、朱鎔基総理らの指導部を選出、国有企業改革、金融体制改革、行政機構改革の3大改革に積極的に取り組んでいる。

2001年末のWTO加盟を契機に、対外経済は順調に推移している。第3四半期までの輸出入総額は4451億ドルで18.3%の増加。1～9月の対外直接投資も高い伸び（契約額684億ドルで38.4%増、実行額396億ドルで22.6%増）を示している。また、2002年11月の党大会における党規約改正により、中国経済の牽引役としてますます期待される私営企業主等が「中国の特色ある社会主義事業の建設者」として中国共産党へ入党する道が正式に開かれた¹¹。

(2) 貿易・投資の現状

2001年の貿易を見ると、中国の輸出は前年比6.8%増、輸入が8.2%増であったが、これは、世界経済の低迷、経済の牽引役である米国の9月11日同時多発テロ等の影響を背景として、中国の貿易の伸び率も鈍化傾向を示したものと見える（2000年は前年比27.8%の輸出増加があった）。

一方、海外直接投資の受け入れでは、世界の直接投資に占める中国の比率は1994年の13.5%をピークに減少傾向にあるが、2000年には3.2%、2001年には6.2%のシェアとなっている。

WTO加盟に関しては、中国は計2,300本にも及ぶ法令の見直しを行い、830本を廃止し、325本を改正したといわれている。投資関連では、基本法である「中外合資経営企業法」（合弁法）、「中外合作経営企業法」（合作法）、「外資企業法」（独資法）の3法とその実施細則が2000年から2001年にかけて改正された。主な改正点は、i）外貨バランス維持義務の廃止、ii）ローカルコンテンツ（現地調達率）要求の廃止、iii）輸出義務要求の撤廃、iv）企業の生産経営計画の政府への届け出規定の削除などである。

さらに、中国政府は「奨励・許可・制限・禁止」の4分類から成る外国投資産業指導目録を発表し、2002年4月から施行した。これにより、制限

¹¹ 外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>）

業種を112から75に縮小、奨励業種を186から262に拡大した。2002年上半期の直接投資は前年同期比18.7%増となり増傾向が出てきている。

なお、中国はWTO加盟国の一員としての義務の履行を進める一方、権利を行使して国内産業を保護することが可能となり、中国が提訴するアンチ・ダンピング案件が急増している（WTO加盟後半年間で7件発動された）¹²。

4 2 3 課題

ASEANについては、1990年代と同様、貿易と直接投資を促進するための自由化政策を継続することが必要である。そのためには、直接投資の障害となる**未整備なインフラ**（輸送や通信といったハードインフラと、良好に機能する統治システムといったソフトインフラの両方）や**良質な人的資源の不足**に対し早急な改善策が必要となっており、これらに対する支援が求められている。さらに、1997年からの通貨・経済危機の原因となった脆弱な金融システムや不適切な為替政策の改善が必要である¹³。

また、ASEANと中国に共通する貿易・投資における課題として、**知的財産権保護**に関する問題がある。中国での現状として、2001年11月のJETROによる3,265社の日系企業へのアンケート調査¹⁴では、回答企業の54%が模倣品による被害を訴えており、中国の貿易投資上の課題として、知的財産権保護に関する取り組みが挙げられる。

4 3 南西アジア地域

4 3 1 地域の概況

(1) 貿易・投資環境

南西アジア地域は、**大国インドとそれ以外の国**の間で、**政治的・経済的規模の圧倒的な格差**がある。**各国の経済とも農業が中心**であり、工業のGDPへの貢献度は大きくない。この地域はインドをはじめ多くの人口を擁し、潜在的市場としての魅力は大きいものの、各国とも電力、道路、鉄道などのインフラ整備が遅れており、投資促進や貿易振興の障壁となっている。また、多くの国がWTOに既に加盟しており、自由化に向けた取り組みが見られるが、**外国人・外国企業を対象とした恣意的な課税、国内権益保護のための諸制度等**がいまだに存在することが課題となっている。

¹² 日本貿易振興会（2002b）

¹³ 青木昌彦・寺西重郎編（2000）第7章「東アジアにおける貿易と投資の地域依存パターンの変化」（浦田秀次郎・瓜生不二夫・米川進）

¹⁴ 日本貿易振興会（2001）

特に域内の大国であるインドに関しては、GDPに占める対外貿易の割合は1998 - 99年で25%と小さいことから、輸出振興のインセンティブが低く、逆に国内産業を保護し、結果として国際競争力が低下するという悪循環が生じている。また、同国では、近年ソフトウェア産業の発展が注目されているものの、ソフトを支えるコンピュータなどハード面の産業が発展しておらず、外国投資の誘致が必要となっている。

南西アジア地域での**域内協力の枠組み**としては、1985年に結成された**南アジア域内協力連合**（South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC）がある。貿易関係では、その枠組みの下で1995年に**南アジア特惠貿易協定**（South Asian Preferential Trade Agreement: SAPTA）が締結され、貿易の活発化及び域内協力の強化を目指して、関税を互いに引き下げること合意、以降、第2ラウンド、第3ラウンドの交渉を経て、過去5年間の対象品目を拡大してきた。また、SAPTAの発展形態として南アジア自由貿易地域（South Asian Free Trade Area: SAFTA）条約が検討されているが、インドとパキスタンの緊張により検討が進んでいない状況である。インド以外の加盟国にある根強い「インド嫌い」の感情や加盟国間の政治的・軍事的対立、農産物（穀物や紅茶など）を中心とした類似の経済構造による競合関係など、将来の域内協力体制の構築や域内貿易の活性化には多くの課題が残されている。

他方で、**民間ベースでの域内協力の動きは継続**している。なかでもインド商工会議所などのイニシアティブの下、インド東地域、バングラデシュ、ネパール、ブータンをカバーする**南アジア・サブリージョン経済協力**（South Asian Subregional Economic Cooperation: SASEC）の枠組みは注目されており、米国、カナダやアジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）が協力している。

域内のFTA協定締結の動きは、インドを中心に活発である。インドはネパール、スリランカ、ブータンとFTAを締結し、また、モルディブ、バングラデシュと締結する動きもある。

（2）主要貿易・投資相手国とのつながり

輸出の相手国は米国やEUが中心であり、主に農産物、繊維製品、宝石等を輸出している。特にインドに関しては、ソフトウェア関連の伸びが著しく、「ルック・イースト政策」以降、ASEAN諸国との貿易量も増加している。また、**中国からの輸入の伸びが顕著**であり、**中国製品の急速な浸透が国内産業に打撃**を与えている。

4 3 2 課題

以上を踏まえ、南西アジア諸国では、貿易振興・投資促進に関し、以下の方策が重要と考えられる。

(1) 投資促進、貿易振興をするための基礎的なインフラの整備

上述のように電力、運輸など基礎的なインフラの不備が貿易振興・投資促進の足かせとなっている。まずこれらインフラ整備のために、有償・無償資金協力を念頭に置いたマスタープラン策定やフィージビリティ調査等の協力が重要である。また、広大な市場を背景に卸電力事業者 (Independent Power Producer: IPP) など民間資本が進出する動きが活発なことにも留意し、これらとの連携を図る必要がある。

(2) 自由で公正な法制度整備

投資誘致のもう一つの障壁である複雑で恣意的な税体系、国内権益保護のための諸制度、不透明な行政手続き等を改善し、自由で円滑な企業活動を確保するための協力が重要である。

(3) 産業構造の転換や競争力強化を促す産業振興策

同地域の主要輸出産品を現在の一次産品や軽工業製品からさらに付加価値の高い工業製品へとシフトしていくための輸出志向型産業の振興政策策定を支援するとともに、これら産業のための資金的・技術的支援が重要である。また自由化に伴う国内産業への影響を緩和するために、国際市場のみならず国内市場も視野に入れた競争力強化に向けた技術的支援が重要である。

4 4 中東地域

4 4 1 地域の概況

(1) 貿易・投資環境

中東地域は、その豊富な石油・ガス資源が特色といえるが、その資源の多寡により、大きく「産油国」(サウジアラビア、アラブ首長国連邦など)と「非産油国」(ヨルダン、シリアなど)に分類される。

産油国では、その産業構造は、石油、エネルギー関連の国営・公営企業が大きな割合を占めるモノカルチャーな状況である。これらの国の多くは、貿易収支が黒字であり、所得水準も中進国レベル以上であるが、原油価格の変動に大きく左右される経済構造により、所得水準に比べ実際の開発の進展が遅れている。一方、非産油国は安価な労働力を活かした労働集約型

の製品が輸出の中心を占め、所得水準などの経済開発指標も産油国に比べ低くなっている。

また、中東地域では、2000年から2010年にかけての**労働力人口の増加率が年間3～4%と他の途上国よりも高く**、年間400万人の若年労働力が市場に参入することが見込まれており、民間部門の開発と雇用の創出が急務となっている。

このような背景の下、各国は、国有企業の民営化、産業の多角化といった経済構造改革を課題とし、そのための貿易振興・投資促進に向けた取り組みを活発化している。しかしながら、**安定性を欠いた政策運営や政策面での公的部門の優遇、法律・諸規則の整備の遅れ、ネポティズム（縁故主義）、金融市場の未発達、汚職の蔓延などにより、貿易振興・投資促進は思うように進展していない。**

地域経済圏構築への動きは、アラブ連盟の枠組みで1950年代に締結された共同防衛・経済協力協定が始まりといえるが、その後、1990年代に入り、サウジアラビアなどを除き**中東諸国の多くがWTOに加盟、それに伴いアラブ諸国の通商外交の取り組みも加速化している。**現在の枠組みとしては、湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council: GCC）（産油国中心）、アラブ共通市場（Arab Common Market: ACM）（エジプト、イラク、ヨルダン、リビア等）、アラブ・マグレブ連合（Arab-Maghreb Union: AMU）（モロッコ、チュニジア、アルジェリア等）が挙げられる。GCCは2003年を目標とした加盟国間での共通関税の創設への合意や、2005年までの共通通貨導入を計画、EUとのFTA交渉も実施するなど活動は活発な一方、ACM、AMUは活動が停滞気味である。また、将来に向けた取り組みとして、これらをまたがる大アラブ自由貿易地域（Greater Arab Free Trade Area: GAFTA）構想がある。GAFTA構築への動きについては、1998年にその創設に向けて合意、合意事項の中には、1998年からの10年の移行期間で年10%の関税率削減により2007年までに関税率をゼロにすることなどを含んでいる。なお、FTAについては、イラン、モーリタニア以外のほとんどの国が関係している。

これら活発な**中東諸国における通商関係強化の動向の課題としては、その対象が、物品の輸出入に関する障壁をなくすというレベルにとどまっている場合が多い点**である。今後、サービス貿易や制度改革につながるような合意を模索していかない限り、その経済効果は限定的となる可能性がある。

(2) 主要貿易・投資相手国とのつながり

中東諸国は、米国、日本が2大貿易相手国で、EUとも関係が深い。2002年の時点では、米国がヨルダンをはじめとするアラブ諸国とFTAを締結しようとする動きや、EUが2010年を目標にEU・地中海自由貿易地域(EU-Mediterranean Free Trade Area: EMFTA)の締結を計画し、アラブ諸国への貿易投資の拡大を目指していることが特筆される。

4 4 2 課題

以上を踏まえ、中東諸国における貿易振興・投資促進に関しては、以下の方策が重要と考えられる。

(1) 民間活動を円滑化・活発化させるための法制度整備・民営化の推進

中東諸国で投資促進を支援する際には、まずは投資関連法を整備し、投資の自由化・円滑化を図るとともに、その一環として国営・公営企業を民営化し、これら産業に対する市場アクセスを広げることにより、国際競争力を付けていくことが求められる。

(2) ガバナンスの強化

中東諸国では、不安定な政策運営や汚職の蔓延が問題視されていることから、紛争処理制度の構築、汚職の摘発などガバナンスの強化が重要である。

(3) 製造業を中心とした外国投資の誘致、輸出振興

モノカルチャーな産業構造を脱却するためには、製造業を中心とした外国投資の誘致とその製品の海外市場への輸出振興が必要であり、援助としても成長のターゲットとする産業の選定やその振興政策の策定に関する支援が重要である。

(4) 雇用の創出

今後10年間にわたり若年労働力が急増することから、投資促進・輸出振興の政策とともに、適切な雇用政策の策定支援や、労働力の質の向上を目指した教育や職業訓練の充実など人的資源の開発への支援を重視する必要がある。

4 5 アフリカ地域

4 5 1 地域の概況

(1) 貿易・投資環境

内戦による政情不安、低レベルのガバナンス、割高な為替レートなど市場歪曲的な経済政策、インフラや官民の人的資本の不足等の要因により、経済のグローバル化あるいは多国間通商体制による利益を最も享受できていない地域といえる。多くの国が典型的なモノカルチャー経済であり、高付加価値製品の生産が困難であることから、急激な貿易の自由化はこれらの国から産業発展の機会を奪い、比較優位のある一次産品の輸出国としての地位に固定化する危険性がある。また、国家財政の比較的多くの部分を関税収入に頼っているケースが多いことから、急激な貿易自由化は国家財政の悪化を招きかねないという問題を抱えている。一方、上述の諸要因により、先進国からの投資誘致が思うように進まず、積極的な外資受け入れにより技術力向上といったメリットを享受して発展しつつあるアジア諸国等との格差はますます広がる傾向にある。

(2) WTO体制への参画、地域経済統合の状況

アフリカ諸国の多くはWTOの原加盟国である¹⁵。しかしながら、政府部門のキャパシティ不足から、通商交渉の場において上述のような問題点を踏まえて効果的に交渉に参加することが困難な状況にあり、またWTO協定に伴う義務の履行に関しても深刻な問題を抱えている地域である。

他地域との経済関係に関しては、ロメ協定により、植民地時代の宗主国から成る欧州連合（European Union: EU）市場に対する特恵的アクセスが認められてきたことが特筆に値する¹⁶。事実、EU諸国との取引高はアフリカ地域の総輸出額の48%、総輸入額の47%（2001年）を占めており、両地域の結び付きの強さを物語っている。一方で、アフリカ域内の貿易は輸出額ベースで8%にとどまっており、日本との関係においては総輸出額、総輸入額双方の3%を占めるに過ぎない。

4 5 2 課題

(1) 国際機関等との協調

付録2で紹介したとおり、各ドナーはアフリカ地域を主要な対象として

¹⁵ WTO未加盟国はエチオピア、エリトリア、赤道ギニア、リビア、サントメ・プリンシペ、リベリアの6カ国、加盟申請中の国はセーシェル、アルジェリア、カーボヴェルデ、スーダンの4カ国である。

¹⁶ なお、ロメ協定は2000年に失効し、新たに両地域間のより双務的なパートナーシップ関係を志向したコトヌ協定が締結されている。

IF、JITAPといった包括的アプローチに基づく協力活動を展開している。わが国の協力を検討するにあたっては、これらの取り組みとの関連に留意する必要があるとともに、望ましくは積極的な連携を通じ、日本として比較優位のある協力分野を見いだし、ドナーの活動を補完していくべきであろう。

また、案件の計画・実施にあたっては、アフリカ諸国の主要な貿易相手であるEU諸国の二国間ドナーとの協調を図ることも有益であろう。

(2) 基礎条件整備の重視

上述のような複合的要因がそもそもアフリカ諸国の貿易・投資の伸びを阻んでいることを考慮すれば、開発戦略目標2、3に示すような積極的な政府の介入を伴う貿易振興、投資誘致支援よりも、**まずは開発戦略目標1を念頭に、これらの経済活動が盛んになるための基礎条件整備に力を入れるべきである**。仮に、政府介入的な取り組みを支援する場合においても、ドナーや先方政府と協調しつつ、協力のプロセスを重視し、全体計画の中での位置付けを明確にした上で、進めるべきであろう。

また、アフリカ諸国の現状を鑑みれば、実体経済面での著しい改善を短期的に期待することは現実問題として困難である。この意味でも、従来型の輸出振興・投資誘致を前面に打ち出したプロジェクト形成は、事業の成果を指標で明確に示すことが求められる昨今、賢明とはいえないものと思われる。

(3) 地域的取り組みの推進

日本経済との結び付きがアジア諸国と比べて弱く、一国に投入できる援助リソースも限られていることに鑑みれば、**個別の国に対する援助を企画するよりも、第三国研修等のスキームを用い、地域全体に裨益するような案件形成を行っていくのが現実的である**。特定の国の事例をケース・スタディとして共有するといったアプローチが積極的に探られるべきと思われる。また、アフリカ開発銀行(African Development Bank: AfDB)や国連アフリカ経済委員会(Economic Commission for Africa: ECA)といった地域レベルの国際機関との連携を図ることも有益であろう。

(4) 政治的配慮の重要性

アフリカ地域は国の数も多く、潜在的にこれらの国の意向がWTO等における国際的な議論に大きな影響を与える可能性がある¹⁷。よって、**先進**

¹⁷ 特に、農業貿易分野については、農産品の輸出国であるアフリカ諸国と、自国の農業の保護を図りたい先進諸国との間には深刻な利害の対立がある点に留意が必要である。

国としては、**アフリカ諸国との意識の共有を図りつつ、国際公共財ともいえる多国間通商体制の維持を図ることが重要**である。アフリカ諸国に対する貿易・投資分野の協力活動は、(ドナーの意識にかかわらず)先進国と途上国間の通商上の利害関係に影響を与えうるという意味で政治的色合いを孕んでいるので、**ドナーとしては協力内容の中立性が確保されるよう留意すべき**であろう。

また、最貧国が集まるアフリカ地域は、日本のODA政策上極めて重要である。アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development: TICAD)の開催に見られるように、日本政府としてアフリカ支援へ向けて、ドナー間のイニシアティブをとっていく姿勢を打ち出しており、貿易・投資分野の援助についても積極的な取り組みが望まれていることに配慮が必要である。

4 6 欧州地域

4 6 1 地域の概況

1993年11月に発効したマーストリヒト条約により発足した欧州連合(European Union: EU)は、関税同盟、共通農業政策(Common Agricultural Policy: CAP)により、**加盟国間の貿易に対する関税・数量制限を撤廃し、域外に対する共通関税率と共通通商政策を適用し、農業分野では域外との貿易に対する輸出補助金、域内での市場介入等を通じ農産品の域内価格の安定を試みてきた**。また、域内市場統合のために1992年末までに物理的・技術的・財政的障害の除去を目的とした約270項目の自由化・共通化のためのEU法令を採択し、さらに**単一通貨ユーロの導入により、経済通貨統合を進めている**。

EUには現在15ヵ国が加盟中であるが、中・東欧諸国及びバルト3国との間で欧州協定を締結し、EU加盟支援が行われてきた。2002年12月には10ヵ国と新規加盟交渉が終了し、2004年5月1日に正式加盟が予定されている。ルーマニア及びブルガリアも2007年を加盟目標として交渉を継続しており、EUの拡大が続いている(表A 4 2参照)。

WTOへは欧州共同体(European Community: EC)が主体となり加盟するほか、EU加盟各国も独自にWTOに加盟している。中・東欧諸国、バルト3国、新独立国家(New Independent States: NIS)の中ではGATT時代から加盟を果たしている国は多くなく、バルト3国及び中・東欧の4ヵ国の加盟はWTO発足後の1995年以降、現在加盟申請・交渉中の国は6ヵ国に上る。

表A4 2 EU主要加盟国・地域の市場規模

	人口(2001年)	GDP(2001年)
EU現加盟15カ国	3億7804万人	8兆8169億ユーロ
現加盟国 + 2004年加盟予定国(10カ国) + 2007年加盟目標国(2カ国)	4億8349万人	9兆2805億ユーロ
日本	1億2655万人	4兆6326億ユーロ
米国	2億7681万人	11兆3977億ユーロ

出所：外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>）

4 6 2 課題

1989年以來の共産主義体制崩壊後、中・東欧諸国、バルト3国、NIS諸国は市場経済化に向けた努力を行っているものの、改革が順調に進展している国がある一方で、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アルバニア、ユーゴスラビア等紛争の影響で改革が停滞している国もあり、**格差の拡大が著しい**。2000年の中・東欧10カ国¹⁸の直接投資受入額は、前年比12.5%増の199億6100万ドルとなり過去最高を記録しているが、1989年からの累計額で見た国別比較では、ポーランドが31.5%、ハンガリー21.1%、チェコ23.5%で、この3カ国で全体の76.2%を占めていることはこの証左である¹⁹。このため各国の実情に応じた適切な支援を実施する必要がある²⁰。

また、JICAの支援対象国には、EU・WTO加盟を控えている国が少なくないが、加盟準備、加盟に伴う法制度の改正状況、EU加盟後の共通通商政策はECの排他的権限に属すること、また、現在のEUの貿易量は圧倒的にEU域内が多いため、**EU域内の産業連関、EC通商法にも留意が必要**である。

協力の実施にあたっては、以上のような、欧州域内の政策の特性、貿易・投資の実状を踏まえつつ、G24（対中・東欧諸国支援国会合）での協調を図ることが肝要である。

日本としては、この地域の特殊性を前提条件として、日本との産業連関、日本の産業発展経験の適用可能性も考慮に入れた供給側のキャパシティ・ビルディング、日本やアジアをターゲットにした貿易・投資拡大のノウハウ移転といった協力を行うことが有効と考えられる。

¹⁸ ここではポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア及びバルト3国を指す。

¹⁹ 日本貿易振興会（2002a）

²⁰ 外務省（2001b）

表A 4 3 主要貿易相手国・地域（2000年）

	EU域内	米国	日本
輸出	62.0%	9.5%	1.8%
輸入	58.7%	8.0%	3.4%

出所：外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>）

4 7 中南米地域

4 7 1 地域の概況

（1）経済自由化（ネオ・リベラリズム）による経済成長

中南米地域は1982年のメキシコに端を発した累積債務危機以降、深刻な経済停滞に陥り、約10年にわたり1人当たりGDPの成長率がマイナスとなり、1980年代は「失われた10年」と呼ばれた。この債務危機、経済危機の回避のため、債務の大幅な削減や国際機関からの資金協力を得る条件として構造改革が開始された²¹。その後、国による相違はあるものの、**金融自由化、貿易自由化、外国直接投資の自由化、政府系企業や公営企業の民営化等**からなる「ネオ・リベラリズム」と呼ばれる**経済改革**を各国が自ら積極的に進めることにより、**経済の自由化が極めて短期間にかつ徹底的に実施された**²²。この結果、中南米地域は1980年代の「失われた10年」から一転し、1990年代は大幅な経済成長を達成し、アジア諸国に並ぶ発展市場として評価されている。

成長の背景として、特に1990年代半ば以降の直接投資の流入の急増が特徴として挙げられる。国別の統計でも中国に続き、ブラジル、メキシコ、アルゼンチンが世界の投資受入国の上位を占めている。なお、これら中南米諸国への直接投資の増加の要因は1990年代に実施されたネオ・リベラリズム下での外国投資に対する規制緩和や経済自由化だけでなく、同じく1990年代以降に活発になった地域経済統合の影響が大きいといわれている²³。

（2）地域経済統合の深化、拡大

中南米地域においては1960年にラテン・アメリカ自由貿易連合（Latin America Free Trade Association: LAFTA）、1961年に中米共同市場が発

²¹ 1989年の米国財務長官のブレディ案等。

²² 各国が自ら積極的に改革を行った背景として、東アジアにおけるめざましい経済発展を目の当たりにしたことと、既に80年代半ばからチリにおいて先行して実施されていた経済改革が成功したこと等が挙げられる。

²³ 一般的に、経済統合には国際的なシステムの中で個別の国の経済の自由化を後戻りさせないための仕組み（Locking-in 効果）が機能する。また、細野昭雄教授は1990年代のラテン・アメリカへの外国直接投資の特徴を経済改革や経済統合によってもたらされた変化と多国籍企業の戦略とから詳細に分析している。

足するなど、他の地域に先がけ早くから地域経済統合が進められてきた。1960年代には域内貿易の拡大などの効果があったものの、その後の経済停滞や債務危機、関係国間の紛争等もあり、1980年代まで経済統合の動きは後退していた。

1990年代に入り、**南米南部共同市場²⁴（MERCOSUR）や北米自由貿易協定²⁵（NAFTA）等²⁶**が相次いで発足し、米州域内の貿易を拡大し、同時期中南米の経済成長に大きく貢献した。また、中南米の地域経済統合は2005年までに発足を目指した米州自由貿易地域（Free Trade Area of the Americas: FTAA）構想²⁷やMERCOSURとアンデス共同市場（Andean Common Market: ANCOM）との経済ブロック同士の自由貿易地域創設に向けた動きがあるように、各国の政策や事情が複雑に交錯しながらも、**既存の地域経済統合が重層化し、拡大、深化する方向に向かっている。**

一方で、チリやメキシコは1992年に相互に自由貿易協定（FTA）を締結したことを皮切りに、多国間の枠組みだけでなく、二国間の自由貿易協定を積極的に推進している。特にチリはMERCOSURの準加盟を除き、現在特定の地域経済統合協定に参加せず、FTAを次々に締結し、多くの国の市場へより有利なアクセスを確保する戦略を展開している。チリとメキシコはFTAの対象を米州域外に拡大²⁸し、地理的に近接する地域にとどまらず、重要な貿易・投資相手国との経済関係強化を図っている。

4 7 2 課題

上述のように中南米地域は1990年代以降、経済自由化政策の下で貿易自由化、積極的な直接投資受け入れにより高い経済成長を達成し、東アジアと並んで評価されている。あるいは東アジアに比べ短期間で経済改革と経済成長を達成したとして東アジア以上に評価されるケースもある。政府の過度な介入（政府の失敗）を排し、市場メカニズムを導入することにより成長を果たしたが、以下のような点が課題として考えられ、それは政府の役割として期待される点でもある。

²⁴ ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイにより構成。1991年アスンシオン条約が署名され、1995年に関税同盟として正式に発足。その後チリ、ボリビアが準加盟。

²⁵ 1992年調印、1994年発効した米国、カナダ、メキシコ3カ国間の貿易協定。1989年に米加自由貿易協定が締結され、その翌年米国とメキシコ間の自由貿易協定締結の動きに際し、カナダが米加自由貿易協定の既得の権益を失うことを恐れ、結果として米国、カナダ、メキシコの3カ国の協定締結となったもの。

²⁶ そのほか、アンデス共同体（コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドル、ベネズエラ）、中米共同市場（コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、エルサルバドル）、カリブ共同体（ジャマイカ、ガイアナ等カリブ地域14カ国1地域より構成）など。

²⁷ 1994年キューバを除く米州34カ国の首脳を集めて開催された米州サミットにおいてクリントン前米国大統領が提案。実現すれば人口約8億人、GDP合計約11兆ドルの世界最大の経済圏となる。

²⁸ メキシコ、チリは共にEUとFTAを締結済。チリは韓国とFTAを締結、ニュージーランドと交渉中。メキシコはシンガポールとの締結を交渉中。

(1) 法的・制度的枠組の整備、マクロ経済運営、貿易政策

中南米諸国は市場メカニズムを有効に機能させる法的・制度的枠組みが不十分であること、具体例として少数の独占、寡占企業が市場を支配し、非競争的であることが指摘される。

また、経済成長下においても1994年のメキシコの金融危機、1998年のブラジルの経済通貨危機、2002年のアルゼンチンにおける事実上のデフォルト等が発生し、近隣のみならず世界経済に影響を及ぼしかねない事態が生じた。危機の背景や要因についてはさまざまな研究がなされているが、例えば1992年のメキシコにおいては自由化を急激に進める中で為替が過大評価されていたと指摘されており、また、1998年のブラジル、2002年のアルゼンチンにおいては危機によりドルペッグ制²⁹の為替制度が維持できなくなったことから見ても、政府が**為替政策、金融政策等のマクロ経済運営**をきちんと実施していくことが引き続き最も重要な課題と考えられる。

チリは狭隘な市場、貿易依存度の高さという自らの制約や特徴を踏まえて一律関税³⁰の採用等、通商政策として対外開放政策を明確にし、二国間のFTAを積極的に実施する一方で、多国間の場でも、WTOでは自由貿易の推進役を務めるとともにFTAA交渉でも積極的に協議に加わり、APECにも加盟するなど、積極的な貿易政策を進めている。経済のグローバル化が急速に進む中、多角的自由貿易体制の下で、自国の経済成長にとってより有益な貿易政策を策定していくことも重要な課題となる。

(2) 通信、運輸、流通システムなどのインフラ整備

中南米諸国はカリブ地域のような島嶼国もあるが、広大な国土を有する国が比較的多く、特に地方における通信、運輸、流通システムなどの社会資本が未整備となっている。これらの国は農業生産力も高く、鉱物資源も豊富であり、国内の通信、運輸、流通システムが整備されることで、国内での生産向上や国際市場アクセスの改善により更なる経済成長の可能性がある。

また、地域経済統合が拡大、深化する動きの中でこれら**域内統合に貢献するインフラ整備（統合インフラ）も重要な課題**となっている。

(3) 貧困対策

東アジアは成長が貧困の削減に大きく寄与したと評価されるのに対し、中南米地域は経済成長を達成したにもかかわらず、貧困問題が解消されず

²⁹ 為替レートをドルに固定した為替制度のこと。

³⁰ 全品目に共通の関税率を適用すること。

大きな社会問題となっている。中南米の貧困問題は、歴史的に大土地所有制度が温存され所得分配の不平等による社会の階層分化が形成されたもので、構造的な要因によるといわれている。富裕層と貧困層の階層化は教育機会の不平等、高学歴層と低学歴層の分化を生み、低学歴層は経済の自由化の中で十分な国際競争力の準備ができていないことから、むしろ雇用機会を失う可能性がある。これらの理由により中南米の経済成長は雇用の創出効果が低いと指摘されることがある。

中南米の歴史が示しているように貧困問題や所得格差の拡大は激しい階級対立や政治的不安定を生じる可能性もあり、社会や政治が安定しないと適正な経済政策やマクロ経済運営にも大きな支障をきたすこととなる。政府の役割として、**貧困対策等を通じて、所得の分配、社会の公正さを確保する等、市場機能を補完する（「市場の失敗」を是正する）制度的枠組みを創り出す必要がある**、それらを市場に歪みをきたさないように運営することが課題となる。

Box A 4 1 メキシコの保税加工制度（マキラドーラ）について

マキラドーラとはメキシコと米国との国境沿いに延びる輸出保税加工地区及び制度である。その変遷と影響は貿易、投資、WTO、FTA等のテーマから興味深い。

1. メキシコ政府は1965年にマキラドーラと呼ばれる保税加工区制度を導入した。これによりメキシコから米国向け輸出を目的とした商品に組み込まれる原材料や部品の無税輸入措置（保税輸入）が適用された。企業は米国に親会社を設立し、材料、生産設備のすべての資産を親会社が保有する。また、マキラドーラ（メキシコ側）に100%外資による委託加工会社（メキシコ法人）を設立する。メキシコの安価な労働力を使い、保税輸入された部品を組み立て米国へ輸出することにより、米国オフショア生産の最大の拠点となった。

この制度によりメキシコは外国資本を誘致し、雇用を促進し、非石油部門の生産を拡大し、外貨を獲得することを目的とした。1994年にはNAFTAの発足により米国、メキシコの産業、経済が一体化したこと、また、メキシコの通貨危機によるペソ切り下げによる労働力の更なる低下もあり、メキシコに多額の直接投資を呼び込み、米国との貿易を拡大させ、先進国と途上国の貿易拡大の好例となった。日系メーカーも電気、自動車関連を中心にこの制度を利用しメキシコに進出した。

なお、直接投資の導入は一般的に外国から知識や技術を波及する効果が高いといわれているが、マキラドーラ制度下の工場では米国からの輸入原材料の加工、組み立てを基盤としているため、雇用（そのほとんどが低技術労働者³¹）以外にメキシコ経済とほとんどつながりを持たないという見方もある。

³¹ マキラドーラという名称は、もともとはスペイン語の「粉ひき小屋」の意味。現在は賃加工をする場所、低労賃労働集約工場の意味でも使われる。

2. NAFTAの発足によりマキラドーラは一層発展する一方で、NAFTAの規定（第303条の関税のドローバック制³²の禁止）遵守及びWTOの規定（輸出を条件とする機械や設備の輸入免除の禁止）との整合性確保のため、2000年末をもって実質的なマキラドーラ制度と輸出のための一時輸入制度が廃止されたため対米向け製品輸出のための部品輸入に関税を支払うこととなった。また、メキシコが2000年3月にEUとFTAを締結したため、NAFTA加盟国である米国・カナダ企業に加えEU企業に対しても日系企業が相対的に競争力を低下させることになった。このため、日本の産業界からはメキシコとのFTA締結を求めるとともに、他の国との間でも戦略的にFTAを締結する必要を訴える声が大きくなっている。

現状において部品の輸入関税の負担を低減するためにはローカル・コンテンツ（現地調達率）を高める方策があるが、マキラドーラ制度の下で裾野産業が未成熟であったこともあり、日系企業は必要な部品・原材料がメキシコ国内で調達が困難なため高い調達コストをかけても輸入に頼らざるを得ない事情がある。一方で、この状況がメキシコの中小企業や裾野産業の成長の機会となる可能性、また、従来マキラドーラ企業は製品を米国向けに輸出することが前提でメキシコ国内向けの販売には規制があったが、マキラドーラの廃止に伴い国内向け販売が自由になることから新たに事業展開や産業振興の可能性を期待する見方もある。

³² 輸出のための輸入関税の払い戻し制度。

付録5. 日本の通商政策と投資政策

本章の内容・目的：

- ・戦後日本が貿易・投資の自由化を進めていった際の政策を概観する。
- ・これまでの日本の協力は自身の経験を踏まえて実施しているため、日本の政策をレビューすることは途上国の貿易促進・投資受け入れを検討する上では有益であるため。

本章の目的は、これまでの章を踏まえ、第2次大戦後に日本が次第に国際経済社会に復帰し、GATT、IMF、OECD加盟を経て、貿易・資本（対内直接投資）の自由化が進む中で採った通商・投資政策を、概観するものである。その当時、日本がとった具体的対策の中には現在ではWTOルール上認められないものも含まれるが、**対外的な貿易活動を一つのきっかけとして経済成長を遂げた日本の経験は途上国の貿易振興・投資受け入れを検討する上で参考になると考えられる。また日本はこれらの施策を踏まえ、この課題に対し国際的な協力を実施してきた³³。**

なお、ここではあくまでこの課題別アプローチの中で取り上げた開発課題から日本を一つの事例とした場合どのような取り組みであったかを見るのが主目的であるため、戦後復興から貿易・資本（対内直接投資）の自由化へ取り組んだ時期を主に取り上げ、最後に近年の日本の通商・投資政策の取り組みを紹介することとし、1968年に国際収支が黒字に転じ、「日米貿易摩擦」に突入していく時期は取り上げない。

5 1 戦後復興から貿易・資本の自由化へ向けた取り組み (終戦～1960年代)

1945～1954年：

- ・正常貿易に向けて輸出環境・体制を整備・改正

(1) 1945～1954年

米国による管理貿易から正常貿易に向けて早急に作り上げられた輸出環境・体制をより一層の貿易発展を目指して整備・改正していった時期である。

1945～1946年末にかけては専ら米国の対外援助に支えられた「生存のための貿易」であり、「一切の商品輸出入、外国為替及び金融取引に対しては統制が実施される」という1945年9月の『降伏後の日本に対する米国の初期の政策』が実施された。1947年からは米国による対日通商統制が緩和され、民間貿易が一部再開された。

³³ 例えば日本においても、1967年に国際経済人育成を目的に通商産業省（現経済産業省）の指導の下に貿易研修センターが設立され、事業を実施しているが、そうした経験を踏まえ、JICAの協力としてマレーシア、インドネシア等4カ国で貿易実務者の育成、市場情報提供等を目的として貿易研修センターによる協力を実施している（p.60Box A1-2）。

³⁴ その他の貿易関連法としては輸出入取引法（1953年）、外為法を補完し、不公正な輸出入取引方法の防止と輸出入取引秩序を確立するために、内外における取引に対して、価格/数量/品質等について組合/業者間の協定や団体協約の締結を認めるものや輸出検査法（1957年）、輸出品デザイン法（1959年）等が制定された。

1949年10月、GHQによって日本からの輸出は12月から、輸入は1950年1月から民間企業によって行うことが発表された。これに対応して日本は1949年12月「外国為替及び外国貿易管理法³⁴」、「外国為替特別会計法」及び「外国為替委員会設置法」を制定、公布し、続いて「輸出貿易管理令」、「輸入貿易及び対外支払管理令」を制定し、民間貿易発足のための法的体制が整えられた。

1950年に入ってから、6月の朝鮮戦争の勃発により特需景気が起こり、貿易の拡大、貿易収支の改善が見られた。このような戦後復興期の日本貿易は、貿易赤字を続け、援助資金と特需によって支えられた。

1955～1967年：

・「貿易の自由化」、「資本の自由化（対内直接投資の自由化）」に取り組み始めた時代

（2）1955～1967年

日本のGATTに加盟による「貿易の自由化」とそれより少し遅れて「資本の自由化（対内直接投資の自由化）」の政策が進められ、輸入と国内市場における外国企業との競争が厳しく制限されていた時代からの移行の時期である。

その当時、日本の対米貿易は大幅赤字であったため、ドル不足が日本経済の成長を制約する基本的要因となった。日本経済の自立発展のためには輸出を人為的に促進し、他方で輸入は極力抑制するといった政策がとられた時期である。

1955年にGATTへ正式加盟し、西ヨーロッパその他の地域との間の貿易が正常化され、自由主義世界の中で日本の国際社会の復帰が実現した。ただし、日本からの低賃金製品の流入を恐れた英国、フランス、インドなど14カ国はGATT35条を適用して、日本とGATT関係を持つことを拒否した。その結果、1960年ごろまで日本はGATT加盟国であったが、日本に対して最恵国待遇を適用した主要国は米国・カナダ・西ドイツ・イタリア・北欧諸国にとどまった。GATTに加盟したものの日本は12条国³⁵の規定によって輸入数量制限を行っており、GATT加入時の貿易の自由化率は極めて低かった。しかしながら1959年秋のGATT総会で、世界から貿易の自由化を強く求められるようになり、日本は1960年に自由化率を3年後に90%に高めることを目的に「貿易為替自由化大綱」を発表、1961年には更なる自由化を進めるために「貿易・為替自由化促進計画」を決定した³⁶。こうして

³⁵ GATT12条国とは、自国の対外資金状況及び国際収支を擁護する目的で、一定の条件下で輸入制限を認められている国のことを指す。

³⁶ この時期に自由化を進めた背景としては、日本の貿易収支が黒字基調になり、外貨確保を目的とする輸入抑制の必要性が減ったこと、米国自体が国際収支の悪化によってドル流出が目立ち、諸外国に自由化を要求し始めたこと、1958年末に始まった「通貨の交換性回復」を機に、ドル地域に対する西ヨーロッパ諸国の輸入制限撤廃がさらに進められ、日本の遅れが目立ったことが挙げられる。

日本は世界の自由化要求を受けて、1963年にGATT11条国³⁷に移行し、同年8月には日本の自由化率は9割を超える水準に達した。そして1964年にIMF8条国への移行とOECDへの加盟を果たした。OECDへの加盟に際して、加盟国となったことに伴う義務として資本の自由化（対内直接投資の自由化）が求められた。

この時期の経済政策の基本的な方向性としては、輸出を促進し、輸入需要を極力抑制する、日本において近代的製造業を発展させることの2つがある。

以下、こうした方向性の下での貿易・資本の自由化に対する日本の取り組みを概観する。

貿易の自由化：

・関税措置により国内産業を保護しつつ、輸出促進のための振興策を実施。

5 1 1 貿易の自由化

貿易の自由化に関して（1）関税措置、（2）輸出振興政策の2つの視点からこの時期の日本の政策を概観する。この時代の日本の政策の特徴としては、（1）の関税措置により海外との競争から国内産業を保護しつつ（しかし、国内の競争は阻害せず）競争力がついた時点で市場を開放するという政策を採りながら、輸出促進のために（2）のような積極的に政府介入を行うといった政策を実施し貿易の自由化に取り組んでいた点にある³⁸。

（1）関税措置

貿易自由化を前に、日本政府は1961年に関税率の大改正を行ったが、この改正の基本的性格はかなり保護主義的なものであり、育成途上にあった国内産業は、長期にわたって輸入制限により保護された。具体的な例を挙げると、1960年代に自由化されたものとして、バス・トラック（1961年）、カラーテレビ（1964年）、乗用自動車（1965年）、1970年代では電子計算機及びその周辺装置（1975年）等々があるが、これらの品目の自由化時期と当該部門の育成時期³⁹を比べると、自動車では方針が政策として具体化された1952年の自動車産業保護の政府決定と1955年の通商産業省による「国民車育成要綱集」発表、機械・電子工業では「機械工業振興臨時措置法」（1956年）と「電子工業振興臨時措置法」（1957年）の制定というように、育成時期よりかなり時間が過ぎてから自由化が開始された。

³⁷ IMF8条国、GATT11条国とは、輸入をはじめ経常収支取引を自由化し、国際収支上の理由により輸入数量制限や為替制限を行わない加盟国を指す。

³⁸ 現在のWTO体制下では、途上国の発展段階に合わせて多少時間の猶予が与えられているものの、時限を決めて積極的な市場開放を迫られるため、国内産業を保護しつつ、積極的な政府介入により輸出産業を育ててきた、日本の例に追随することを難しくしている。

³⁹ この時期の日本の産業政策については小宮・奥野・鈴木編（1997）に詳しい。

『通商政策史』では、当時の関税の役割について以下のように述べている。

「昭和36年に実施された関税改正の骨子（特色）は、輸入税表の分類改正、関税率の全面改正、自由化に対処した関税制度の弾力化、の三つで、**関税の役割の中心は産業構造政策の目的に即して、成長産業の積極的な育成におかれ、保護関税の強化が図られた。**」⁴⁰

（２）輸出振興政策

関税措置により輸入制限を行うことで外貨の出費抑制を図るとともに、外貨不足解消のために金融、税制、保険、市場調査、広告宣伝など多岐にわたる輸出振興策の拡充が政府によって実施された。

１）輸出振興国民運動

この時期、通商産業省が力を入れた政策の一つに輸出振興国民運動がある。通商政策の実施について、業界自身が真剣に輸出伸長に取り組むことが必要であり、国民各層の貿易に対する重要性の認識が喚起されなければならない⁴¹、国民の意識啓発の目的として実施された。具体的には貿易振興推進本部の設立（1959年）と日本貿易憲章の制定（1959年）等がある。貿易振興推進本部では輸出に対する国民のマインドの高揚のために貿易振興映画の作成配布、パンフレットの作成配布、貿易展覧会の開催等の取り組みを行った。

２）輸出振興助成制度の拡充

輸出振興のために税制／金融措置による支援が行われ、輸出金融⁴¹の円滑化⁴²、輸出優遇税制⁴³の実施、輸出保険制度の改善⁴⁴等が実施された。

３）市場開拓

市場調査、広告宣伝に関するものとしては日本貿易振興会（1951年前

⁴⁰ 通商産業省（1991）第 期高度成長期（1）

⁴¹ 輸出金融の優遇の問題は、一連の金融引締措置が一般的に実施されると、振興すべき輸出貿易の金融にまでその影響が及ぶので、これを是正し、輸出を積極的に奨励する必要から生じた。

⁴² 短期輸出金融の代表的なものとしては日本銀行の「輸出貿易手形」、「外国為替資金貸付制度」がある。1960年代後半に国際収支の黒字が定着するに伴い、短期輸出金融の必要性は失われていった。一方、中長期輸出金融としては日本輸出銀行、海外経済協力基金による融資がある。

⁴³ 輸出業者に対するインセンティブの付与としての輸出所得控除制度（GATTにおける「一次産品以外の産品に対する輸出補助金の全廃宣言」の署名により1964年に廃止）や輸出割増償却制度（1964～1971年）、海外市場開拓準備金制度（1962年～1972年）等があった。

⁴⁴ 民間企業と保険会社によってカバーすることができない輸出取引に関するリスクから輸出業者を守る役割を果たした。

身の海外市場調査会設立)の活動があり、海外市場調査、国際見本市、海外広報宣伝、貿易斡旋、産業意匠の改善事業等の貿易振興事業を総合的に実施した。

4) 貿易行政の諸改善

こうした輸出振興策と並んで、この時期、貿易行政も国際経済に即応する形態へと改善が行われた。具体的には輸出手続きの簡素化や貿易振興局の設置や製品の非価格競争力を強化するという視点で輸出品の品質維持向上を図るための輸出品検査や、デザインの改善のために政府が助成を行ったデザイン行政、また国際的な見識と能力を備えた人材の育成を目的に貿易研修センター⁴⁵が設立された。

資本（対内直接投資）
の自由化：
極めて慎重かつ段階的
に実施された。

5 1 2 資本（対内直接投資）の自由化

対内直接投資の自由化は、日本においては極めて慎重かつ段階的に実施され、1967年7月の第1次自由化以降、漸進的な資本の自由化が実施された。資本自由化の検討に先立って、通商産業省内において、主要104業種についての影響調査が行われ、調査結果等を踏まえ、1967年6月に外資審議会答申「対外直接投資の自由化について」の閣議決定がなされた。対内直接投資の自由化のテンポは極めて遅く、原則100%自由化が実現するのは1973年からであった。こうした規制により日本への対内直接投資流入の割合は、他の先進国と比較しても極めて小さかった。背景には以下のような懸念があった。

「戦後の日本経済は、欧米に比べて資本ストックや技術水準が劣り、原材料・資本財の輸入に必要な外貨準備が不足していた。外資導入は、早期の復興・発展を図る際にこれらの足枷を一挙に取り払ってくれるものと考えられる。しかし、他方では、経営資源に恵まれた外国企業、とくに米国企業が日本の国内市場に直接参入してくることによって、本国産業の成長・発展や国産技術の開発が阻害されるものと考えられていた。とくに「関連産業に波及度の高い産業分野や育成途上にある幼稚産業分野」の日本企業の外資提携や合併・吸収が懸念されたが、そのような分野においては「企業の経営権の問題（合併比率など）も必ずしも企業の自主性にまったく委ねて良い問題であるかは大いに疑問が残る」との意見さえ出していたのである」⁴⁶

⁴⁵ 財団法人貿易研修センターホームページ（http://www.iist.or.jp/j/top_news-j.html）

⁴⁶ 小宮・奥野・鈴木（1997）

近年の通商政策：
多角的通商体制を中心
に置きつつも、FTAを
活用するという方向へ

5 2 近年の日本の通商・投資政策の取り組み（2000年頃～）

これまで日本の通商政策は多国間の取り組みを重視し、多角的貿易体制の維持に努力してきた。しかしながら、1990年代に入ってから「自由貿易体制（Free Trade Area: FTA）」を中心とした地域化が世界各国・地域で活発化し、2001年末時点で実際に活動中のものは約150に上ると推定されている⁴⁷。日本においても1999年12月のWTOシアトル閣僚会議における新ラウンド開始の失敗を機にFTAを形成すべきという声が強まり、**実際、日本の通商政策もWTO等多角的通商体制を中心に置きつつも、FTAを活用するという方向へ進んでいる**。2002年1月にシンガポールと初めてFTAを締結し、現在では他のアジア諸国やメキシコ等とのFTA締結に向けた可能性が検討されている。

平成13年度版『通商白書』及び平成14年度版『通商白書』ではFTAの活用について以下のように述べている。

我が国経済の活性化を図る際には、従来実施されていたマクロ経済政策協調に見られる「国家間の政策の調和」の更なる促進に加えて、我が国が実施する国内政策と対外政策との間の相乗効果を最大化することが重要な課題となりつつある。このような目的を達成するため、対外経済政策については、**従来どおり多国間（マルチ）の枠組みを主軸に据えながらも、地域、二国間（バイ）等、さまざまなフォーラムを重層的に活用するという方向へ既に方針の転換を行っている**⁴⁸。

東アジアにおける経済の緊密化が加速する中で、我が国が東アジアの成長要素を取り込んで国内経済の活性化を図っていく観点から、東アジア地域との経済連携を強化する取り組みを進める必要性が高まっている。このような対外経済政策を推進していく上での具体的な枠組みは、WTOにおける多国間の取組みを中心としつつ、これを補完するものとして、自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）のような地域、二国間の取組みも活用した多層的なものとなっている。我が国が自由貿易の利益を最大限に享受し、経済の活性化に結びつけていくためには、多層的な枠組みを戦略的かつ柔軟に活用していくことが必要である⁴⁹。

⁴⁷ 世界的にFTAが急速に拡大している理由については、FTAが新たな資本流入の呼び水になりうること、安全保障上の結びつきを強化するための配慮などが指摘されている。しかしながら最大の理由としてはWTOにおける多国間貿易協定より二国間・地域間FTAの方が締結が容易であることが言われている。

⁴⁸ 経済産業省より「通商白書」平成13年度版

⁴⁹ 経済産業省より「通商白書」平成14年度版

近年の投資政策：
日本経済活性化のため
対内直接投資の積極
的活用へ

対内直接投資に関して、最近では外資系企業の進出が増えてはいるが、現在でもその規模は欧米と比べて極めて低い。日本の対内直接投資残高はGDPの1.2%と、他の先進国では20%を超えているのに比べ低水準にとどまっている。これまで「日本的経営」がある程度成功し経営資源が自給自足できたことが、対内直接投資が少なかった理由として考えられている。しかしながら1990年代を通じての経済不況を克服するための一つの方策として対内直接投資を積極的に活用するという観点がでてきており、**経済財政諮問会議⁵⁰**や**総理大臣の施政方針演説⁵¹**においても日本経済活性化の方策の一つとして対内直接投資を活用するといった方向性が示されている。

⁵⁰ 「対内直接投資の増大は、雇用の創出、競争促進等を通じた経済の活性化に加え、先端技術や経営ノウハウの拡散効果をもたらす。阻害要因を計画的に是正し、対内直接投資を促進し、頭脳流入を拡大する」

⁵¹ 「海外から日本への直接投資は、新しい技術や革新的な経営をもたらし、雇用機会の増大にもつながります。脅威として受け止めるのではなく、日本を外国企業にとって魅力ある進出先とするための施策を講じ、5年後には日本への投資残高の倍増を目指します」第156回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説平成15年1月31日。首相官邸ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/01/31sisei.html>）

引用・参考文献・Webサイト

1. 引用・参考文献

(1) 国際的動向、ドナーの取り組み

Hoekman, B. et al. (2002) *Development, Trade, and the WTO - A Handbook*, World Bank, Washington, D.C.

OECD (2001) *The DAC Guidelines: Strengthening Trade Capacity for Development*

(2002) *Foreign Direct Investment for Development : Maximising Benefits, Minimising Costs*

Pengelly, T. , Goerge, M. (2001) *Building trade policy capacity in developing countries and transition economies - A practical guide to planning technical co-operation programmes*, DFID

UNCTAD (1999) *World Investment Report, 1999*

(2002) *World Investment Report, 2002*

United Nations Conference on Trade and Development (2001) *FDI in Least Developed Countries at a Glance*

WTO (2001) *Annual Report 2001*

(2002) *Technical Cooperation for Capacity Building, Growth and Integration*

(2) 日本の援助動向、通商・産業政策

浦田秀次郎・日本経済研究センター編 (2002) 『日本のFTA戦略』 日本経済新聞社

小野五郎 (1999) 『現代日本の産業政策』 日本経済新聞社

外務省編 (2001a) 『政府開発援助 (ODA) 白書2001年版』 財団法人国際協力推進協会

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/01_hakusho/index.htm)

(2001b) 『政府開発援助 (ODA) 国別データブック』 財団法人国際協力推進協会

外務省 (2002a) 『日本のFTA戦略』

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html>)

(2002b) 『WTO新ラウンド交渉における基本的戦略』

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/new_r_soron.html)

経済財政諮問会議 (2002) 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002』

(<http://www5.cao.go.jp/shimon/2002/0625kakugikettei.pdf>)

経済産業省 『通商白書データベース』 (<http://www.meti.go.jp/hakusho/>)

小寺彰・木村福成 (2001) 『東アジア自由貿易地域形成の課題と戦略』 日本機械輸出組合

小宮隆太郎・奥野正寛・鈴村興太郎 (1997) 『日本の産業政策』 第2版、東京大学出版会

小宮隆太郎（1988）「現代日本経済」東京大学出版会
首相官邸（2002）「第156回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説」
（<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/01/31sisei.html>）
通商産業省（1991）『通商産業政策史』通商産業調査会

（3）WTO及びFTAに関する解説

浦田秀次郎（2002）『FTAガイドブック』ジェトロ
経済産業省通商政策局編（2002）『不公正貿易報告書 2002年版』
田村次朗（2001）『WTOガイドブック』弘文堂

（4）世界各国の経済状況及び投資環境について

日本貿易振興会（2001）「中国進出日系企業模倣被害実態アンケート調査」
（2002a）『2002年版ジェトロ投資白書』
（2002b）『2002年版ジェトロ貿易投資白書』
（2002c）『アジアの投資環境比較』

（5）JICAにおける関連報告書

国際協力事業団（2002a）『WTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会報告書』
和文（<http://www.jica.go.jp/global/boeki/report1.html>）
英文（<http://www.jica.go.jp/global/boeki/report2.html>）
（2002b）『鉱工業プロジェクトフォローアップ調査（民間セクター開発）産業・貿易振興分野
に係るキャパシティ・ビルディングにおけるドナーの取組み』
（<http://www.jica.go.jp/global/boeki/report3.html>）
（2003）『途上国への制度整備協力の方向性（貿易・投資・競争関連制度）』

（6）その他

青木 昌彦・寺西 重郎編（2000）『転換期の東アジアと日本企業』東洋経済新報社
大野健一（1999）『東アジアの開発経済学』有斐閣
OECD編・河合伸訳（1998）『市場自由化の重要性』中央経済社
高阪章・大野幸一編（2002）『新たな開発戦略を求めて』アジア経済研究所
（財）国際通貨研究所（2001）『南アジア経済問題研究会』財務省
（<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou009.htm>）
世界銀行（1994）『東アジアの奇跡 経済成長と政府の役割』東洋経済新報社
畑中美樹（2002）『2001年の中東主要経済実績』（財）中東協力センター
（<http://www.jccme.or.jp/japanese/11/11-00.cfm#11-00-04>）
（2002）『改めて経済改革を求められる中東諸国』（財）中東協力センター
（<http://www.jccme.or.jp/japanese/11/11-00.cfm#11-00-04>）

前田高行 (2001) 『統計で見るGCC湾岸諸国の社会と経済 (その6～8)』 (財)中東協力センター
(<http://www.jccme.or.jp/japanese/11/11-00.cfm#11-00-04>)

昌谷泉 (2002) 『印派関係の改善がカギとなる今後のSAARCf』 日本総研
(<http://www.jri.co.jp/reseach/pacific/monthly/2001/200107/AM200107saarc.html>)

Kimura, Fukunari (2001) “Policy Measures for Industrial Promotion and Foreign Direct Investment,” Prepared for the Hanoi Workshop for the Joint Vietnam Japan Research, Phase 3, Ministry of Planning and Investment, the Social Republic of Vietnam and Japan International Cooperation Agency, March

2 . Webサイト

(1) 国際機関・地域機構

財団法人海外技術者研修協会	http://www.aots.or.jp/
海外投融資情報財団	http://www.joi.or.jp/
財団法人海外貿易開発協会	http://www.jodc.or.jp/
外務省	
(TOP)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html
(FTA関連)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html
(投資)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html
環境・民活・投資推進協力センター	http://www.jci-plant.or.jp/sub8-2.htm
経済産業省	http://www.meti.go.jp/
公正貿易センター	http://web.infoweb.ne.jp/fairtradec/
国際協力銀行 (JBIC)	http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php
財団法人国際貿易投資研究所	http://www.iti.or.jp/
財務省 (関税局)	http://www.customs.go.jp/index.htm
通関情報処理センター (NACCS)	http://www.naccs.go.jp/
財団法人日本関税協会	http://www.kanzei.or.jp/
社団法人日本経済団体連合会	http://www.keidanren.or.jp/indexj.html
社団法人日本通関業連合会	http://www.tsukangyo.or.jp/
日本貿易振興会 (JETRO)	
(TOP)	http://www.jetro.go.jp/top-j/
(開発途上国の経済協力)	http://www.jetro.go.jp/ged/j/about/about5.html
(投資促進)	http://www.jetro.go.jp/ged/j/about/about3.html
(海外投資情報サービス)	http://www3.jetro.go.jp/iv/j/fdi/index.html
独立行政法人日本貿易保険	http://nexi.go.jp/
財団法人貿易保険機構	http://www.jtio.or.jp/

- ABAC (APECビジネス諮問委員会) <http://www.keidanren.or.jp/abac/top.html>
- APEC (アジア太平洋経済協力)
- (貿易) <http://www.apecsec.org.sg/committee/tf.html>
 - (貿易投資委員会) http://www.apecsec.org.sg/committee/cti_upd.html
 - (税関手続小委員会) <http://www.sccp.org/>
 - (投資) <http://www.apecsec.org.sg/committee/investment.html>
 - (投資専門家会合) http://www.apecsec.org.sg/committee/investment_upd.html
- ASEM (アジア欧州会合) http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/asem/html/activity.html
- Asian Trade Promotion Forum (アジア貿易促進フォーラム)
- <http://www.atpf.org/index.html>
- Department of Foreign Affairs and International Trade, Canada (カナダ外務国際貿易省)
- <http://www.dfait-maeci.gc.ca/>
- Development Gateway
- (貿易と開発) <http://www.developmentgateway.org/node/137197/>
 - (FDI) <http://www.developmentgateway.org/node/130616/>
- DFID (英国国際開発庁)
- (国際貿易部) <http://www.dfid.gov.uk/AboutDFID/files/itd/itd1.html>
- EU (貿易) http://europa.eu.int/comm/trade/index_en.htm
- IF (Integrated Framework for Trade-related Technical Assistance to LDCs)
- <http://if.wto.org/>
- IISDネットワーク / 貿易・投資 <http://iisd1.iisd.ca/trade/default.htm>
- ITC (国際貿易センター) <http://www.intracen.org/>
- JITAP (The Joint Technical Assistance Programme)
- <http://www.jitap.org/>
- MIGA (多数国間投資保証機関)
- (TOP) <http://www.miga.org/>
 - (投資促進ネットワーク: IPAnet) <http://www.ipanet.net/>
- MIGA-IPAnet (投資関連機関リンク集)
- <http://www.ipanet.net/ilink/drilldown.cfm?type=20&family=364&child=364>
- OECD (経済協力開発機構)
- (貿易) <http://www.oecd.org/EN/home/0,,EN-home-24-nodirectorate-no-no-24,00.html>
 - (金融・投資) <http://www.oecd.org/EN/home/0,,EN-home-9-nodirectorate-no-no-9,00.html>
- The Trade Knowledge Network <http://www.iisd.org/tkn/default.htm>
- Trade and Development Centre <http://www.itd.org/>
- UNCITRAL (国連国際商取引法委員会) <http://www.uncitral.org/>
- UNCTAD (国連貿易開発会議)
- (TOP) <http://www.unctad.org/>

(投資・技術・企業振興局：DITE) <http://www.unctad.org/en/subsites/dite/>

(投資・トレーニング諮問サービス：ASIT)

<http://www.unctad.org/asit/index2.html>

UNIDO (国連工業開発機関)

(TOP) <http://www.unido.org/>

(東京技術移転促進事務局) <http://www.unido.or.jp/index.html>

USAID (米国国際開発庁)

(貿易キャパシティ・ビルディング・データベース)

http://www.usaid.gov/economic_growth/

(通商部) <http://www.commerce.gov/>

(貿易開発庁) <http://www.tda.gov/>

WAIPA (World Association of Investment Promotion Agencies)

<http://www.waipa.org/index.html>

WCO (世界税関機構)

<http://www.wcoomd.org/ie/index.html>

World Bank (世界銀行)

(貿易) <http://www1.worldbank.org/wbiep/trade/>

(投資環境) <http://www.worldbank.org/privatesector/ic/index.htm>

WTO (TOP)

<http://www.wto.org/index.htm>

(貿易開発委員会)

http://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/d3ctte_e.htm

(2) 統計

日本の品目別の貿易動向統計 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/trade_db/index.html (経済産業省)

日本の貿易統計 <http://www.jetro.go.jp/ec/j/trade/index.html> (日本貿易振興会)

UNCTAD貿易・FDI統計 (先進国・途上国分類)

<http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intlItemID=1584&lang=1>

WTO貿易統計 (地域別分類)

http://www.wto.org/english/res_e/statis_e/statis_e.htm

(3) WTO関連

外務省・WTO特集 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/index.html>

経済産業省・WTO特集 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/index.html

農林水産省・農業交渉関連 <http://www.maff.go.jp/wto/index.html>

WTOドーハ・アジェンダ http://www.wto.org/english/tratop_e/dda_e/dda_e.htm

(4) MDGs 貿易関連

外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_2/mdgs_gai.html

経済協力開発機構 <http://www.oecd.org/EN/home/0,,EN-home-66-nodirectorate-no-no-no-15,00.html>

国連開発基金 <http://www.undp.org/mdg/>

World Bank (世界銀行)
(MDGs)
(指標の定義)

<http://www.developmentgoals.org/Partnership.htm>

http://www.developmentgoals.org/Definitions_Sources.htm

